

第1章 大学のあり方の再検討

第1節 1990年代の高等教育政策

第2次ベビーブームの波を受けて、我が国の18歳人口は1986(昭和61)年から急増期を迎え、人口増加に伴う進学競争の激化と高等教育機関の受け入れ態勢が問題となっていた¹。1984(昭和59)年6月、大学設置審議会の大学設置計画分科会は、18歳人口が1986年度から1992(平成4)年度までに急増し、その後急減することから、7年間の高等教育計画「昭和六一年度以降の高等教育計画の計画的整備について」、いわゆる「新高等教育計画」を示した。これに沿って文部省は、18歳人口の大学進学に対応するために大学の臨時定員増を認めることとし、国公立の大学、短期大学及び高等専門学校の入学生定員を合計8万6,000人(うち4万4,000人は期間を限った定員)増加することを目途として整備を進めることとなった。ところが、この計画が公表されるや、それまでほぼ10年間抑制されていた私学の新增設要求が堰を切ったようにあふれ出し、10年余り続いた量的規制政策は一挙に破綻をきたすことになった。1988(昭和63)年度までの3年間に約8万5,000人の入学生定員増があり、この時点で既に計画の目途をほぼ達成しつつあったが、入学生定員超過の改善が予想以上に進んだことから、入学者の実数では計画が想定した規模に達しなかった。また、大学・短期大学への志願率及び志願者数が予想を上回って大幅に増大したこともあり、大幅な入学生定員増策がとられたにもかかわらず多数の不合格者が生まれ、受験競争の激化が社会問題化していった。

「新高等教育計画」が発表されたのと同じ1984(昭和59)年、高等教育のあり方の基本的審議等を行い文部省への勧告権を持つ恒常的機関として「ユニバーシティ・カウンシル」(大学審議会)を創設すべきであるとの改革提言が、臨時教育審議会より出された。これにより1987(昭和62)年9月に学校教育法が改正され、文部大臣の諮問機関として「大学審議会」が設置された。同年10月、文部省は大学審議会に対して「大学等における教育研究の高度化・個性化及び活性化等のための具体的方策について」の諮問を行った。諮問理由説明は、以下のとおりである。

- (ア) 教育研究の高度化の観点による大学院の充実と改革＝修士、博士各課程の別や専門分野に応じて、高度職業人及び優れた研究者養成の観点から、制度改革・条件整備の必要がある。学位制度の問題も重要である。学位授与機関の在り方も検討いただきたい。
- (イ) 高等教育の個性化・多様化のための大学設置基準大綱化・簡素化＝大学設置基準は我が国大学制度の根幹である。その見直しに当たっては、教養部問題を含めた一般教育、外国語教育の在り方、学部専門教育の在り方、助手の位置付けを含めた教員基準の在り方等を検討の対象とする必要がある。
- (ウ) 組織運営の活性化＝大学の教育研究実績の公表を含めた大学運営の問題、産官学の連携等、学外者の意見を聞くための大学運営の仕組みの問題等広範な問題を審議して欲しい。²

こうした諮問に基づき、大学審議会は、2001(平成13)年の省庁再編に伴う中央審議会

大学分科会への再編までに28の答申・報告を出した³。このうち最初に出された答申は、1988(昭和63)年12月19日の「大学院制度の弾力化について」である。同答申は、「各大学院が、特色を十分に発揮した多様な教育研究を実施し得る途を開くため、大学院制度を多岐にわたって弾力化する」ことを掲げており、これに基づき文部省は1989(平成元)年9月に大学院設置基準等の改正を行った。

更に1991(平成3)年2月8日、大学審議会は「大学教育の改善について」と題する答申を発表した。その概要は、次のようなものであった。

○大学設置基準の大綱化・簡素化等

各大学で、多様で特色あるカリキュラム設計が可能となるよう、授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の規定を弾力化する。

- ・開設授業科目の科目区分(一般教育・専門教育・外国語・保健体育)を廃止。
- ・科目区分別の最低修得単位数を廃止し、卒業に必要な総単位数のみ規定。
- ・必要専任教員数に係る科目区分を廃止。教員の専兼比率の制限を廃止。
- ・単位の計算方法の合理化を図り、演習等の授業を行いやすくする。
- ・学士を学位に位置づけるとともに、学士の種類を廃止。

○大学の自己点検・評価システムの導入

各大学が、自らの責任において教育研究の不断の改善を図るよう促すため、自己点検・評価システムを導入する。

○生涯学習等に対応した履修形態の柔軟化

- ・科目登録制・コース登録制の導入
- ・昼夜開講制の制度化
- ・大学以外の教育施設等における学習成果の単位認定
- ・編入学定員の設定⁴

授業科目区分の撤廃は既に中央教育審議会の「四六年答申」でも提言されていたことであるが、その時点では現実の課題としては取り上げられず、実際には授業科目の履修方法や卒業要件の弾力化に留まっていた。臨時教育審議会においても設置基準の大綱化を要請する一般教育・専門教育等の区分の存置を前提とした改善策を提言してはいたものの、実現には至っていなかった。しかし、1991(平成3)年のこの大学審議会答申により科目区分の撤廃は現実のものとなり、教育目的に即した教育課程を、各大学が科目区分の制約を受けず、自主的に編成することが可能となった。一方こうした規制緩和や学習課程の自由な編成を認める代わりに、大学自身には質の維持・保証のための「自己点検・評価」の努力が求められるようになった。そのほかにも、学部名称の例示が姿を消し、新しい名称の学部を自由に作ることが可能になり、学習機会が多様化することによるコース登録制、科目登録制、昼夜開講制、大学以外の教育施設等の学習成果の単位認定、編入学定員の設定などの導入の必要性が提言された。また、この「大学教育の改善について」の答申と同時に、「短期大学教育の改善について」「高等専門学校教育の改善について」「学位授与機関の創設について」「学位制度の見直し及び大学院の評価について」の答申も出され、大学のみならず、高等教育全体としての改革を進めていくこととされた。

同年6月、大学設置基準の改正、いわゆる「大綱化」がなされた。これにより一般教育・専門教育等の授業科目区分が撤廃されたことは、大学審議会の一連の答申の中でも、大学

改革に最も大きなインパクトを与えるものであった⁵。この影響により、一般教育課程の解体が急速に進み、国立大学の教養部が相次いで姿を消すこととなった。答申そのものに教養部の解体は明示されていないものの、各国立大学は教養部を廃止し、代わりに“4文字”、“6文字”の「新名称学部」も誕生していった。

一方で、量的拡大した高等教育のあり方が問題になっていた。「新高等教育計画」によって高等教育在学者のうち8割近くを私学セクターが占めることとなり、政府が量的規模を縮小することが困難となっていった。また、社会人入学、単位互換、昼夜開講、編入学等の整備が進み、高校卒業と同時に入学しフルタイムで教育を受ける「伝統的」な学生以外の、多様なキャリアや修学形態を持つ「非伝統的」な学生をますます多く受け入れるようになること、大学・短大・高専といった従来の高等教育機関以外である放送大学や各種専修学校などの「中等後教育」の機関も数を増していくといった新たな局面を迎えることとなり、高等教育計画のあり方の再考が必要となった。

このほかにも、1990(平成2)年度より共通一次試験に代わり大学入学センター試験が導入されて、入学者選抜のあり様が変化したことも、高等教育を取り巻く変化としては見逃せない問題であった。入学者選抜試験の変化についての具体的な経緯は特論5を参照されたいが、本稿と関わる部分を取り上げると、本来は高等教育システムの構造変革の中で図られるべき入学選抜制度の改革は「大学教育の改善について」の答申の中では取り扱われておらず、「技術的」なレベルでの推進を述べる傾向にあった⁶。入学者選抜問題をめぐる問題については、1963(昭和38)年の中央教育審議会答申「大学教育の改善について」において既に触れられており、激しい受験戦争の緩和には「社会及び経済の発展に伴う高等教育への個人的・社会的需要の増大に即する高等教育機関の規模の拡大と多様化」が必要である点が認識されていた。その後の「四六年答申」等でも入学者選抜問題は取り上げられていたものの、早急には期待しがたいことから、「制度的・技術的な改善」の方策として、入学者選抜方法を多様化し、選抜制度そのものの改革を行うことで対応がなされてきた。1993(平成5)年9月16日、大学審議会は「大学入試の改善に関する審議のまとめ」を報告という形で提出したが、大学入試センター試験の利活用の促進、各大学における特色ある多様な入学者選抜の実現や国公立大学受験機会の複数化の改善、推薦入学の選抜方法・実施時期・募集人員の改善などは取り上げられたものの、これを大学入学後の教育課程の多様化と絡めた具体的な提言等は特に見受けられなかった。このため、選抜方法が多様化する中であっても教育課程の多様化が別個に論じられることとなり、大学のマス化・ユニバーサル化が進行する中で入学者の学力をどうするのかという「教育の質」の保証が問題となっていった。

1991(平成3)年5月17日、「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」の答申が大学審議会より出された。前述の「新高等教育計画」は1992(平成4)年度までに18歳人口が205万人にまで急増することを受けて策定されたものであるが、この計画は、1993(平成5)年度以降に18歳人口が急減し、2000(平成12)年には151万人にまで落ち込むことから、その8年間の高等教育進学者の減少を前提として策定されたものである。その概要は、次のようなものであった。

18歳人口の急減期に当たる平成5年度以降の高等教育の質的・量的な整備の基本的な在り方

をまとめた高等教育計画を策定する。

○高等教育の質的充実

- ・教育機能の強化……………・時代の変化への対応能力の育成
 - ・学生の学習に配慮した教育プログラムの提供
 - ・教員の教育能力・意欲の向上
 - ・学生の国際交流に配慮した教育内容・方法の工夫
- ・世界的水準の教育研究……………・教育研究環境の高度化
 - ・研究の後継者の確保・育成
- ・生涯学習等への対応……………・履修形態等の柔軟化
 - ・多様な学習成果に対する評価の工夫
 - ・地域社会への積極的な貢献

○高等教育の規模等

- ・高等教育の規模……………18歳人口の減少、志願率の推移、社会人学生・外国人留学生の拡大等の要因を考慮し、将来の高等教育規模（学部レベル）に関する複数のケースを想定
 - いずれのケースも現状の規模を下回ることなどから、新増設については原則抑制の方針
- ・地域配置……………地域間格差の是正を基本としつつ、地方の中核的都市及びその周辺地域における整備を重視⁷

このように答申では、高等教育を規制的には「原則抑制」としながらも、質的な面では拡大する方向が示されていた。これは、目標年次である2000（平成12）年の大学・短大進学率について、40.0%、41.2%、42.2%という3つのケースを想定して作成されたものである。これらの数値は、まず同年の進学希望率（志願率）を51.2%（1990年の男子実績）と仮定し、これに合格率71%、75%、79%という3つのケースを想定して算出したもので、合格率79%・進学率42.2%というマキシマムのケースでも入学者数は68万人で、基準年である1990（平成2）年の74万人を下回る計算になっていた。しかしこの計画の開始年とされた1993（平成5）年には志願率52%、入学者数81万人、進学率40.9%と、当初の想定をはるかに上回る水準に達しており、進学について見る限り、18歳人口の急減期を待たずにマスからユニバーサルへの道を急速に歩き始めていたと評価されている⁸。

1997（平成9）年1月28日には、大学審議会から「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」の答申が出された。同答申では①高等教育の大衆化、②高等教育における「質」の確保、③社会経済の変化や学問の発展に対応した人材養成、④高等教育の地域配置の在り方の4点について検討を重ねた結果として、2000（平成12）年度から2004（平成16）年度までの高等教育の将来構想を次のように示した。

○今後における高等教育の発展の方向

- ・高等教育に学びたいという意欲の高まりを積極的に受け止める。
- ・大学等の多様化と質的向上を図ることが必要。
- ・各大学等が自らの責任において教育研究の在り方を工夫していくことが必要。また、各大学等の有意義な試みが生かされるよう支援する方向での行政の役割が必要。
- ・各大学等において、入学者選抜の在り方の工夫とともに、教育内容・方法の充実、厳格

な学習成果の評価によって、卒業生の質の確保が求められる。

○高等教育の規模に関する考え方

- ・一層競争的な環境へ円滑に移行するため、大学等の全体規模及び新增設については基本的に抑制的に対応することが適切。
- ・高等教育機会の地域間格差の改善のため、大都市における大学等の新增設は引き続き抑制するが、大都市抑制の具体的な在り方については弾力化が必要。
- ・臨時的定員については、段階的に解消する一方で、原則として平成11年度の数の5割の範囲内で恒常的定員化を認める。

18歳人口は1992(平成4)年に205万人を迎えそのピークを迎えたが、この構想の開始年である2000(平成12)年には151万人と、およそ50万人も減少している状態であった⁹。先に見たように、18歳人口の急増に伴い文部省は大学に対して臨時定員増を認め、各大学では期限付きで水増し入学を行ってきたが、1996(平成8)年の段階で臨時定員増分は大学が7万3,000人、短大が3万6,000人と、1984(昭和59)年の計画分科会報告で想定されていた4万4,000人をはるかに上回る規模に膨れ上がっていた。この臨時定員増募分をすべて返上とすれば私学経営への大打撃は免れないため、大学審議会はこの解消に踏み切ることができない状態であった。そのためこの構想に掲げるように、原則として1999(平成11)年度の数の5割の範囲内で恒常的定員化を認める方針が示され、学問の進展や新たな人材養成需要など、時代の要請に適切に対応するため、この恒常的定員化を有効に活用することが期待された。しかし、こうした方針については「高等教育の規模に関する事実上の放棄である」¹⁰との評もあるように、文部省は量的規制政策をとることができない状態となり、高等教育の市場化が進む結果となった。

1997(平成9)年10月、文部大臣は大学審議会に対して「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の諮問を行い、審議会は1998(平成10)年10月に同諮問への答申を行った。答申には「競争的環境の中で個性が輝く大学」というサブタイトルが付され、競争社会の中に置かれた大学を中心とする高等教育の個性化・多様化の必然性が強調されるものとなった。ここでは、①課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上、②教育研究システムの柔構造化による大学の自立性の確保、及びそれを支える③責任ある意志決定と実行を目指した組織運営体制の整備、更にこうした大学の取り組みについての④多面的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善の4点が基本理念として提示され、その理念に沿って総合的かつ具体的な改革を実施していく必要があることが提言された¹¹。一方で、この答申を受けた大学側からは、①答申が「大学改革」を政財界の21世紀国家改造戦略の一環に組み入れ、学長権限の過度の強化や第三者機関等の外部評価による「改組転換」を意図していること、②日本の大学の現状について答申が指摘する問題点の多くが基本的にこれまでの政府の大学政策の帰結であるにもかかわらず、その破綻や矛盾の責任を大学に転嫁し、それを一層徹底して推し進めようとしていること、③答申の中で大学は「国際競争力の強化」のための一環として捉えられる一方、大学における学生の役割については全くといってよいほど触れられていないといった点への批判も巻き起こった¹²。

このように、1990年代の高等教育は、いかに多様化・個性化に対応するべきであるかが問われるとともに、評価・点検による質の維持が求められるなど、マス化・ユニバーサル化が進展する中で新たな段階に達したといえる。

第2節 大学改革の实行

1 熊本大学教育研究体制検討委員会の発足

1991(平成3)年3月の大学審議会答申により同年6月に大学設置基準が大綱化されたことを受け、本学においては、同年6月27日の第525回評議会で、新たな全学的検討委員会の設置について、委員会規則原案作成を含めて評議会第一部会に審議を付託することが決まった。評議会第一部会では5度にわたる審議がなされ、10月14日に第一部会委員長から評議会議長に対し「教育研究体制検討委員会」の設置及び教育委員会の廃止が答申された。この答申は同月24日の第528回評議会で諮られ、承認された。

規則において教育研究体制検討委員会は、「本学における教育研究の改善の方策、自己点検・評価及び大学院の整備充実等に関する基本的事項を調査審議する」機関として位置づけられ、更に、特定の事項を調査審議するため内部に「教育研究改善検討部会」「自己点検・評価検討部会」「大学院等検討部会」の3つの部会が置かれた。検討事項が今後の大学の方針を左右する大きな問題であることから、委員会は①各学部及び教養部から選出された評議員各1人、②各学部及び教養部の教授のうちから選出された者各1人、③大学院自然科学研究科長、④医学部附属病院長、⑤附属図書館長、⑥医療技術短期大学部長、⑦学生部長、⑧事務局長と各学部にもたがって委員が選出された大規模な構成となった。更に、審議事項が本学の今後のあり方と重要な関わりを持っていることから、審議の結論のみでなく、その審議内容と経過等について教職員に広報することが必要と考えられた。このため1992(平成4)年4月9日の委員会において広報小委員会を設置して広報の態様等を検討することとなり、同年7月から『熊本大学教育研究体制検討委員会報』の刊行が始まった。会報には検討委員会及び各部会の審議状況の概要が掲載されるとともに、検討委員会の議事要録の項目、重要と思われる資料の掲載が行われ、必要に応じて随時発行されることとされた。

第1回教育研究体制検討委員会は1991(平成3)年11月26日に開かれた。同委員会には学長が出席し、次のように挨拶を述べた。

本委員会は、先月の評議会で設置が認められ、本日、各部局から選出された委員の方々にご参集いただき、いよいよ発足することになった。

本委員会の目的は、教育研究の高度化、個性化、活性化等本学の充実と改革を図ることである。これは、常日頃理念として、多かれ少なかれ、既に各部局の将来構想として、あるいは我々個人の心に持っているものであるが、本委員会の実際的な目標は、これを全学的な立場から、いかに実現できるかを互いに知恵を絞って具体的に考えることである。今後、3部会で審議願うことになるが、それぞれの検討課題は互に関連する事柄も多いと思われる。例えば、自己点検・評価についても、大学の自己主張を行うための点検・評価ということで、これからの熊本大学の在り方のすべてを考えると、どうしても避けて通れない問題である。

魅力ある大学造りに、是非、各委員のお力をお願いしたい。¹³

同委員会において法学部の清正寛委員が学長より委員長に指名され、了承された。また、教育研究改善検討部会は理学部の石倉成行委員、自己点検・評価検討部門は文学部の

丸山定巳委員、大学院等検討部会は自然科学研究科長の村田正文委員がそれぞれ部会長として選出された。

委員会で審議された事項の詳細は次項以降に譲ることとし、本項では各委員会の活動状況について触れておきたい。本委員会は1991(平成3)年11月26日から1997(平成9)年3月6日まで全28回にわたって開催された。教育研究改善検討部会は1991年12月19日に第1回会合を開き、1997年2月24日まで48回にわたり部会を開いた。自己点検・評価検討部会も同じく1991年12月19日に第1回部会を開催し検討を重ねていたが、1993(平成5)年4月に熊本大学自己評価委員会が発足したことを受け、6月24日の評議会において部会を廃止することが決まり、同日付で解散となった。教育研究体制検討委員会の部会中最も早い解散であった。大学院等検討部会は1991年12月19日から1997年2月20日まで46回にわたる会合を開いた。こうして教育研究体制検討委員会及びその教育研究改善検討部会と大学院等検討部会は1997年3月末をもって廃止された。

1997(平成9)年4月、教育研究体制検討委員会を廃止転換し、引き続き教育と学術研究の両面から統一的な検討を行う機関が必要とされたため、「学術研究推進委員会」が発足した。同時に、大学院教育の改善、大学院全体の整備充実の基本方策、生涯学習(他の委員会等が所掌するものを除く)の推進に関すること等について審議するために、「大学院等検討委員会」も設置された。更に、①大学教育の理念及び目的に関すること、②教育課程等の中・長期的な基本計画の策定に関すること、③教養教育の企画、運営及び見直しに関する基本的事項、④専門教育における学部等の相互協力に関する基本的事項、⑤その他教育に関する全学的な調整及び統括に関することといった大学教育に関する基本的事項を審議するために、「熊本大学大学教育委員会」が設置された。

更に2000(平成12)年5月18日の熊本大学運営会議において、「国立大学の現状と熊本大学の在り方検討ワーキンググループ」が設置された。これは大学改革及び国立大学の独立行政法人化の方向性について全学的な観点から議論するために設置されたものである。2000年7月には国立大学協会及び文部省が「設置形態特別委員会」と4専門委員会、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」と4委員会を設置しており、国立大学の独立行政法人化に向けての実質的な検討が始められていた。本ワーキンググループは、こうした中であって同年10月19日に中間報告、2001(平成13)年3月15日に最終報告を、同年7月19日には最終報告の実施方策についての報告をそれぞれ公表した。ワーキンググループには、教育部会、研究部会、地域連携・国際交流部会、組織運営部会の4部会が設けられ、各種委員会とも密接に関わりながら検討が進められた。ワーキンググループで検討された事項は国立大学の法人化とも大きく関わることから、第6編において論じるが、2000年代の大学運営は、このように、将来の独立行政法人化が現実化する中でさまざまな角度から検討されていた。

以上のように、大学を取り巻く環境の大きな変化に対応すべく、本学においては各種の専門委員会が設けられ、審議が進められた。各種の委員会・部会等で審議されてきた事項の具体的な内容について、次項から見ていくこととする。

2 新学部構想の展開と教養部の廃止

教養部及び教養教育の改革について、教養教育検討委員会は1979(昭和54)年9月から

検討を重ねてきた。そして、1981(昭和56)年3月18日付で「教養部改革について(答申)」を学部長に提出した。

この答申は教養部の改革について、学部、センター方式、そして大学院の各構想が考えられるとしたものであった。学部については創設の学問的立場を示し、実現に向けての内的・外的条件を分析している。しかし、設置目的や講座組織等には触れてない。センター方式についても既に設置している大阪大学・名古屋大学などを調査検討した上で、この方式のメリット・デメリットを列挙し、本学が採用する際の留意点を述べている。大学院構想については、この当時どの国立大学も実現していなかったこともあって、実現すれば研究環境の改善につながるという表現にとどまっている。

この答申が具体的な改革案とならなかったのは、委員(学科)のうちで教養部の現状認識に違いがあったからと思われる。

教養部における専門学部化の動きは、1987(昭和62)年4月に生物学科が提案した「教養科学部(仮称)」から本格化する。この案は、人文社会系・自然系・語学系・保健体育系の4大講座からなる「教養科学部」1学部を設けるというものであった。

この案には各系列から意見が出され、組織委員会は「教養部将来構想についてのアンケート」を1988(昭和63)年1月から4月にかけて実施した。その結果、58の回答数の内訳は、教養部の改組を積極的に支持27(46.5%)、消極的又は条件付きで支持9(15.5%)、改組に反対、現状改善すべし9(15.5%)、その他13というものであり、改組について賛成とするものが積極的及び消極的を合わせて62%を占めた。

これを受けた将来計画委員会は、同年11月に教育課程全般の見直し(最低履修基準の緩和等)、語学教育の再検討、総合科目の充実強化についての各系列の意見を集約し、同時に新学部の創設について、「人類生存の科学」(生命科学・環境科学・共存科学からなる)を研究・教授する新学部を指向することを決定した。

教養部の教育改革については第3編第4章第1節及び部局史編第4編第12章「教養教育実地機構」で述べられているとおりであるが、教養部では抱える学生数に比べて専任教員数が過少で、どうしても教育に過重な負担がかかり、教育と研究の間に有機的関連がないという問題が解決されないまま推移してきた。特に、教育と研究の間の有機的関連は教養部にとって基本的な課題であった。これらの点を含めて教養部の改革が行われてきたのであるが、本学が目指す一貫教育を実質化するには、それにふさわしい組織が必要という考えが強くなってきたことを示している。

教養部改革については長期計画委員会で審議されることになり、同委員会では全国の国立大学の教養部改革の進捗状況、あるいは佐賀大学・千葉大学などの構想案を入手し、より具体的な検討に入った。

1990(平成2)年9月18日の部局長会議において、学長が、現在のところ教養部の学部化は困難な状況にあるが分属は絶対に避けるべきであると発言し、学部化へ向けて努力する姿勢を示した。これにより、分属という形態を構想せず、どのような学部で改組するかが教養部を中心に検討されることになった。

そして1992(平成4)年3月5日の長期計画委員会において、学部化と独立大学院設置をセットで考える「総合環境行動学部」構想が示された。この案は、①数理と情報(数理基礎科学・情報システム科学)、②物質と生命(自然環境科学・生命行動科学)、③人間と環境(人

間行動科学・社会環境科学)、④思想と文化(言語思想科学・芸術文化科学)、⑤生活と健康(生活環境科学・身体科学)から構成され、1講座当たり教官8名で構成する中講座を10講座設置し、1講座当たりの学生8名の計80名を全学から拠出してもらうというものであった。

また、大学院は、以下の3専攻・6大講座・学生定員40名というものであった。

①環境情報行動

数理・情報講座

自然環境講座

②人間社会行動

歴史文明行動論講座

人間社会行動講座

③国際環境行動

国際関係論講座

比較文化論

教養部改革がカリキュラムの見直しとセットで議論されてきたのは、考え方の順序として、カリキュラムを決めれば、どのような組織にすべきかということが見えてくるということを示している。1992(平成4)年5月7・8日に開催された全国教養(部)部長会議及び事務協議会の席で、文部省大学課課長補佐は、改革の順序は、カリキュラムの見直し、次に組織の見直しと述べている。つまり、文部省としては新学部創設の概算要求があっても、まずカリキュラムの見直しから説明を求めることになるという方針を示した。また、文部省としては、現行のカリキュラムで良いと思っていないが、教養部が制度的におかしいと考えているわけではなく、この改革は一般教育及び教育の改革であるから、大学全体の一般教育のあり方等の問題もあるため、専門教育はどうなっているかを尋ねることになるとも語っている。

この文部省の方針を受けて、本学では教養部の新学部構想について、既成部局の再編も視野に入れて検討することになった。

1992(平成4)年4月13日、教養部長期計画委員会は、創設の理念を「環境との共生」とし、①国際化、②情報化、③高齢化、④リカレント教育を含む生涯学習という視点からの社会的・地域的ニーズへの対応、人材養成の方向性を考えた、4学科からなる次のような環境行動科学部案をまとめた。

(学 科)	(大講座)	(分 野)
数理情報科学科……………	数理基礎科学…	数理構造論・数理現象論・空間現象論
	情報環境科学…	情報基礎論・情報処理管理論・情報行動論
	言語科学……………	一般言語論・地域言語論・言語文化論
人間環境行動科学科…	人間科学……………	人間基礎論・心身相関論・人間形成論
	社会環境論……………	社会規範論・社会動態論・国際社会論
	文化行動論……………	歴史文化論・地域文化論・表現行動論
自然環境行動科学科…	物質科学……………	物質基礎論・物質構造論・物質機能論
	生命環境科学…	生体分子論・生体構造機能論・環境生物行動論
	地球科学……………	地球環境論・物質環境論
総合環境行動科学科…	政策科学……………	環境構造論・環境認識論・環境計画論

この新学部構想案は、その後更に議論され、1993(平成5)年2月9日の教授会において、「環境との共生」という理念の方向で再検討することを1案として、必ずしも総合領域型ではない構想も可とする柔軟な姿勢で別案も検討することが了承された。なお、検討にあたっては、①現代社会の要請に対応し得ること、②地域性に根ざした特色を持たせること、③地域的・学内的に既存学部には見られない独自性を出すこと、④今後の一般教育の充実・改善に資する専門教育のあり方を考えること、⑤以上の点を踏まえ、他の部局の再編も含みに入れて新たな組織を構想すること。ただし、現教養部のスタッフを主体とする組織を考えることを念頭に入れることとされた。

この構想については、「環境」「共生」だけでなく従来からの「開発」「保護」を包括した理念が示されるべきではないか、あるいは、「環境との共生」という理念はふさわしくなく、長い歴史を持つ諸科学・諸学問を包括する理念としては狭すぎる、または、「情報化」「国際化」等の他の課題や理念との関連は検討されたのかといった意見が学部内から出された。検討の結果、総合領域型として人間総合科学部・国際教養学部・総合科学部の案が、理系・文系分離型として歴史文化学部・地球文化学部・交差情報学部(又は比較情報学部)・国際文化部等の案が出され、1993(平成5)年5月17日の学部構想検討部会で検討対象を絞り込み、総合領域型としては「環境」と「人間総合科学部」、分離案としては「情報」と「国際化」について検討することになった。このうち分離案はいずれも文系中心で、理系を組織上どう扱うかが問題となり、最終的に「環境」と「人間文化学部」の2案が検討されることになった。

人間文化学部は、人間にふさわしい環境創出を理念とし、

- ①心身発達講座
- ②自然環境講座
- ③社会環境講座
- ④国際文化講座
- ⑤共通基礎講座

からなる1学科5講座制という組織案であった。そして両案を検討の結果、組織編成上の観点から「環境行動科学部(案)」が教養部案として、1993(平成5)年10月の部局長会議に提示された。

一方、同年12月10日開催の長期計画委員会の合同部会において、工学部から「環境情報科学部(案)」が出された。この学部案は、以下の3学科からなるものであった。

- ①情報社会科学科(情報社会行動・地域環境資源・情報環境政策・情報環境計画)
- ②環境情報基礎学科(数理情報・極限環境・物質科学情報・情報基礎)
- ③情報システム学科(情報通信システム・情報処理システム・計算機システム・知能情報機械システム)

この当時、全学でも教養部改組を踏まえた大学改革について議論されていたが、1993(平成5)年10月28日の第550回評議会において、教養部の改革案は先送りできないため長期計画委員会で検討してもらうとの議長提案が了承された。続く11月25日の第551回評議会で、昨年度に宇都宮・千葉・新潟・大阪・岡山・九州の各大学が教養部を廃止し新学部

に移行したことが報告されると、本学としても早急に改革を迫られることとなり、①学教官に平等な教育研究の場及び体制を保障すること、②全学の改革にリンクした教養部及び各学部の改組であること、③これらの改組によって教養教育に支障をきたさないよう配慮することとの基本方針に沿ってこの協議会において検討することになった。なお、新学部を構想する場合、文系・理系の学部ではなく、学際的な分野の学部が説得力もあり実現性も高いと思われるため、当面の優先課題として長期計画委員会で検討することが了承された。

長期計画委員会はこの3項目に沿って審議を重ね、1994(平成6)年3月17日の委員会において次の点を了承した。

- ①新学部構想については、長期計画委員会に提案されている環境情報科学部及び環境行動科学部の両案を軸に、実現性の高い方向性のものを探ることとし、今後の扱いを学長と事務局に一任する。
- ②各学部の改組は、新学部が実現するしないにかかわらず、社会や時代の変化に対応した思いきった改組を行い、教養部教官が積極的に大学改革に参画・貢献できるようにする必要がある。
- ③教養教育実施体制は、全学的協力体制のもとに行うこととし、その実施体制機構を検討するため専門委員会を設置する。

こうして環境情報科学部と環境行動科学部の両案についての検討が重ねられたが、1993(平成5)年12月の長期計画委員会では、環境情報科学部案は教養部案を一部取り込んでいて、教官の人的裏付けがなされている、学生も工学部から抛出可能など、実現の可能性という点から見て工学部案が良いのではないかという意見が大勢を占めた。また、教養部では更に修正した構想案が出せないということもあり工学部案が有力となった。

ところが、1994(平成6)年12月8日の長期計画委員会の席上、文部省大学課大学改革推進室長と事務局長との打ち合わせの結果、新学部設置は諸般の事情から直ちに実現することが困難であり、新学部設置のためには設置審査等のクリアすべきいくつかの段階があるため1996(平成8)年度概算要求にはとても間に合わないとの報告があり、新学部構想を棚上げにすることを決め、同年12月15日の第568回評議会において了承された。

そこで、全学の長期計画委員会は、当面の教養部改組を含む大学改革を各学部の改革を主眼としたものとするので検討を重ね、1995(平成7)年6月2日付で「各学部及び教養部の改組について(案)」をまとめた。この案は、各学部の改革構想を示すとともに、教養教育担当教官と専門教育担当教官の固定化を解消して全学教官が教養教育から専門教育までを担当する一貫教育の体制をとることとし、従来のように特定の一部局が専ら担う形態はとらず、教養部を発展的に解消して、全学教官が一体となり学問分野に応じて教養教育に参画することを掲げた。その体制として、学長を委員長とし各部部长及び評議員(各学部1名)を委員とする大学教育委員会において、大学教育の理念や目標等の基本的事項について検討すること、大学教育におけるカリキュラムや教育方法、教育組織、自己点検・評価の方法等についての研究、教養教育の企画・運営・実施に関する業務を行う大学教育研究センター等を設置して、全学協力のもとに教養教育を実施するというものであった。つまり、改革の基本的考え方は、①全学教官に平等な教育研究の場と体制を保障すること、②全学の改革にリンクした教養部及び各学部の改組であること、③これらの改組に

よって教養教育に支障をきたさないよう配慮するという3点であった。それを踏まえて、各学部の改革構想、教養教育の実施体制、教養部教官の移行計画等が検討され、1995（平成7）年6月6日の第574回評議会において審議され了承された。この各学部の改革案は、教養部廃止後に教官をどれだけ受け入れるかも具体的に検討されたものであったが、この段階では教養部教官に分属先を知らせることはなかった。

この方針に基づいて1996（平成8）年度概算要求を目指すことになったが、ここで工学部の改組が認められ、教養部教官7名と環境科学のポスト1が工学部に異動することになった。

この段階で教養部教官の分属先、特に語学系教官の分属先が問題となった。教養部では、分属先については個別に各学部と交渉せず、組織として対応することを申し合わせた。そして、1997（平成9）年4月1日付でほぼ当初の移行計画案どおり文学部へ26名、法学部へ10名、教育学部へ13名、理学部へ20名が分属することとなり、同年3月31日をもって教養部は廃止された。

3 大学院の新設・整備

1988（昭和63）年12月、大学審議会の初の答申として「大学院制度の弾力化について」が出された。答申は、各大学院が特色を十分に発揮した多様な教育研究を実施し得る途を開くため、大学院制度を多岐にわたって弾力化するとし、そのため①大学院等の研究者以外の高度な専門的能力を有する人材の養成を博士課程の目的とすることができる、②優秀な学生は最短1年で修士の学位を取得できる、③学部3年次修了から大学院への入学資格を認める、④夜間大学院を設置しうることを基準上明らかにするといった内容が中に盛り込まれていた¹⁴。この答申を受けて文部省は、1989（平成元）年9月に大学院設置基準等の改正を行い、大学院制度の柔軟化・弾力化を実施した。これにより、夜間修士課程、独立大学院など新構想の大学院が続々と生まれ、また、既設大学院の一部では学部3年次修了からの進学受け入れなどの措置がとられていった¹⁵。

1991（平成3）年5月17日の大学審議会答申「大学院の整備充実について」には、「欧米諸国に比し、質的にも量的にも不十分な我が国の大学院の飛躍的な充実を図るため、その方策の基本的な在り方を示す」¹⁶として、①教育研究組織の整備、②大学院学生の処遇の改善、③留学生の教育体制の整備、④大学院の量的整備、⑤財政措置の充実が盛り込まれた。更に同年11月25日に出された「大学院の量的整備について」の答申では、学術研究の進展や社会人のリカレント教育に対する需要の高まりなど社会の多様な要請に応じて、大学院の量的な整備を進めることが求められており、2000（平成12）年度の時点において大学院学生の規模を1991（平成3）年当時の少なくとも2倍程度に拡大することが必要であると提言された。

こうした諸状況を踏まえ、本学においては、教育研究体制検討委員会の中に設けられた「大学院等検討部会」の中で大学院制度についての検討が進められた。発足当初の部会長は村田正文自然科学研究科長が務め、1991（平成3）年12月19日に第1回部会が開催された。

同委員会に対し各部会から審議事項の検討状況について1992（平成4）年10月8日に出された中間報告を見ると、当時の本学の大学院の状況は、以下のように認識されていた。

ところで、熊本大学における大学院の現況に目を転じると、博士課程は、医学、薬学にそれぞれの研究科、さらに理工系に独立大学院として自然科学研究科が設置されているにすぎない。しかも、設立当初から抱えている多くの問題点は放置され、その歪みはますます増大の傾向にある。設置基準、制度上の問題が障壁として横たわっているとはいえ、教官・学生の定員、講座数、研究費、施設・設備、学生への配慮等、教育研究を取りまく環境のいずれをとっても十分な整備がなされているとはいえ、抜本的な緊急の対策を必要とする状況にある。¹⁷

こうした認識から、大学院等検討部会の目的として、①単なる大学院の集合体ではなく、総合大学としての大学院を機能させることを意図し、理念の確立を図ること、②学部間の結合と調整、学部間の制度的・慣習的障壁を感じさせない知的交流の実現を図ること、③各学部で個別に構想されている独自の大学院構想を全学的に統一すること、④地方大学としての特色を付加し、地域の活性化・地域社会の振興に役立つように生涯学習の総合的推進を積極的に図ることなどが企図された。そのため部会としての審議目標を「大学院の整備充実及び生涯学習への対応」と定め、各研究科が抱える諸問題と検討課題及び将来計画の把握がまず必要とされた（なお、同部会の審議事項のうち、生涯学習関連については別途項を設け取り上げる）。

部会の各委員に今後検討すべき点についての意見を求めた結果、問題への意識及び理解は研究科によって異なるものの、共通の認識も多く、特に理系研究科においては一致した問題点が多いことが判明した。ここで出された問題点を踏まえ、同部会では当面の検討課題として、①大学審議会答申に基づく大学院制度の弾力化に伴う飛び級等の問題、②大学審議会答申に盛り込まれている科目等履修生の問題、③各研究科が抱える諸問題、④本学の大学院組織（体制）のあり方について¹⁸の4項目が提示された。ただし、各研究科が抱える諸問題を直接部会の検討事項に設定すると、研究科への直接介入に連なることが懸念されるため、上記4項目を含めて大学審議会答申に指摘されている多くの問題点を整理し、本学の大学院のあり方を模索する1つの方向として、今後構想されるであろう新しい全学的大学院組織の構築について、全学的立場から部会独自の検討を加えることが提案された。審議は1992（平成4）年度に大学院等検討部会において集中的に行われ、1993（平成5）年3月11日、同部会が作成した「大学院の整備充実及び生涯教育への取組の基本的方向について（答申）」が学長あてに提出された。

答申では、大学院の目的にかなう教育研究組織の整備が急務であり、国家機関の一律の定員削減や助手振替などによって、大学、特に大学院の研究現場における人的資源の枯渇が極限に達していることから、本学においても研究機関としての存続が危ぶまれる時期がほどなく来るであろうとの認識が示された。注目すべきは、答申の「大学院整備充実の基本的考え方」の項目において、今後、大学院の重点化を図るという方向性が示されたことである。既に1990年代初頭から旧帝国大学を中心に大学院の重点化が図られていたが、本答申が出された時点で、熊本大学でも将来的な生き残りのためにも、重点化が認識され始めていた。しかし熊本大学においては、理系大学院に比して文系大学院の整備が遅れており、特に博士課程については理系大学院には設置されていたものの、文系にはいまだ修士課程しか設置されていない状況であった。当時、文・法両研究科では独立大学院設置の気運が盛り上がり、学長を委員長とする熊本大学人文・社会科学系大学院（博士課程）

設置検討委員会及び専門委員会が1992(平成4)年12月に設置されており、大学院博士課程設置準備委員会文学部・法学部連絡会議も設置されていた。1993(平成5)年5月には最初の大学院案として「熊本大学大学院『文化社会研究科(後期3年博士課程)』設置構想の概要」を文部省に提出しているところであったが、博士課程設置の目処は立っていない状態であった。そのため、同答申では、大学院重点化問題については、理系・文系のバランスに配慮することが望ましいが、いたずらに画一化することを避け、可能なところから逐次実施していくことが意識された。

こうした文系・理系間の大学院の状況の不均衡は、同部会が同時に検討対象としていた社会人の受け入れ及び養成や、地域社会に根ざした研究テーマの発掘といった点においても見受けられた。答申では、本学の各大学院修士課程への社会人の入学がほとんど皆無に近い現状から、大学院の目的の1つである研究者・専門家の養成という点においてはある程度その任務を果たしているものの、高度な専門的知識・能力を有し、かつ広い視野を持った総合的判断を有する人材の養成という点においては欠ける点が多いことを指摘し、大学院におけるカリキュラムの全般的な見直しが必要であるとした。熊本大学においては、地域社会からの大学院生受け入れによる大学の活性化及び地域に根ざした研究テーマの発掘という趣旨をもって地域共同研究センターを設立し、一応の成果をあげつつあったが、センターの利用者は工学系が主であり、そのほか本学が推し進めていた地域との連携事業においても、テクノポリスや熊本工学会といった工学系の事業の割合が高いなど、本学が幅広い分野で地域文化の中心を担う窓口として機能するには至っていなかった。

このため答申では、大学院のあり方と将来像については理系大学院(理学研究科修士課程、医学研究科博士課程、薬学研究科博士前期課程・博士後期課程、工学研究科修士課程、自然科学研究科博士課程)と文系大学院(文学研究科修士課程、法学研究科修士課程、教育学研究科、教養部)とに分けての検討がなされていた。

理系大学院は、平均充足率が全体的に年々増加傾向にあり、特に1992(平成4)年度の段階では薬学研究科博士前期課程は176.9%、工学研究科修士課程は184.7%と、定員の2倍に迫る勢いを見せていた。こうした理系大学院への進学率が高まりを見せる中、熊本大学で最も深刻な課題となっていたのが学内施設の狭隘化・老朽化であり、答申ではこの改善が強く望まれていた。また、理系大学院が協同して行う本学独自の特色ある研究の方向性が探られるとともに、現在の理系大学院をベースとして考えられる学際的分野として、医療工学・生体工学・医療材料工学・バイオテクノロジーなどが例示され、更に、テーマ次第では文系大学院のスタッフをも加えることが可能である旨が示唆された。また答申では各研究科が個別に近未来像を描いているが、その中で特徴的なものとして、医学研究科が挙げられる。同研究科では将来的に「熊本大学医科学・生物学」系大学院を編成し、薬学系・理工系との積極的な協力体制を確立することが望ましいと述べるなど、研究面だけでなく、組織面においても新たな枠組みづくりを提唱していた。この根底には、「本学大学院はいずれ実施されるであろう研究を重点とする『大学院大学』と、教育を主体とする『教育大学』とのふるい分け競争に、何としても勝ち残らなければならない。特に理系大学院各研究科はその尖兵としての役割を担う可能性が高い事が予想される」との、本学をリードするのは理系大学院であるとする意識があった。

一方、文系大学院においては、理系大学院に比べてその充足率に差が見られ、中でも答

申当時の法学研究科の充足率は30%を下回っており、大学院教育における多様な社会的要請に対応できていないのではとの指摘もあった。理系大学院においても施設と設備の充実化が望まれていたが、文系大学院においては更に劣悪な環境であることが指摘されており、文系・理系の均衡のとれた教育研究機関として機能するようにしなければならないとされた。また、この時点では文系大学院には博士課程が設置されていなかったことから、「文化社会研究科」の設置構想が進められており、更には、教養部においても教養部改革の一環として大学院構想が検討されていた。

このように、理系・文系双方の大学院の検討がなされていたが、大学院の整備充実に関しては、部局によって事情が大きく異なることから、大学院等検討部会においても統一的に取り扱うことが極めて困難な状態であった。とはいえ、大学の役割や機能が大学院に移行しつつあるという時代の流れの中で、大学院の整備充実は大学の存続にも関わる重要な問題であるとの文言で答申が締めくくられているように、以降は大学院の利害を調整する1つの核として部会が機能し、学際的協力がますます求められていく中で部局間の垣根を可能な限り低くして協力体制を築いていくことが課題であるとされた。

1993(平成5)年9月9日の教育研究体制検討委員会において、「各大学院の目的を明確化、選抜方法、カリキュラムの整備について」及び「生涯学習への関与の仕方について」の検討事項を大学院等検討部会に付託することが決まった。これは、同年3月に出された答申で大学院整備充実の視点として「学術研究の推進」「国際化への対応と地域との連携」「学際化への対応と共同研究の推進」と並んで「社会の要請」への対応を掲げ、「社会人のリカレント教育需要への対応」、とりわけ「大学院への社会人の受け入れの拡大(リフレッシュ教育)」が積極的に提言されたことに基づくものであった。本学に公式に社会人を受け入れるための特別選抜が導入されたのは1994(平成6)年度の入学試験からで、4月から法学研究科、10月から自然科学研究科で正式に開始された。社会人の再教育を担うことが今後ますます大学院に期待されることから、熊本大学大学院としても、各研究科の重要な役割の1つとして、社会人のリフレッシュ教育を自覚的に引き受ける体制の早急な整備が求められていた。

大学院等検討部会ではこの提言に対する検討が重ねられ、大学院制度の弾力化の議論が開始された。社会人の学習機会を拡充するための弾力化には、社会人の特別選抜、入学資格の弾力化、夜間大学院、昼夜開講制の拡充、在学期間の弾力化、社会人特別枠の設定などさまざまなものが考えられたが、このうち本学においては、主に社会人特別選抜と昼夜開講制が検討された。

この検討の結果は、1994(平成6)年3月10日の「熊本大学教育研究体制検討委員会大学院等検討部会中間報告」において示された。中間報告では、社会人特別選抜及び昼夜開講制の速やかな導入が望まれた。社会人特別選抜については、さしあたっては一般志願者とは異なる選抜方法を採用することや、当面は一般学生と同じ定員枠で運用し、将来的には一般学生とは異なる定員枠を設けることなどが提案された。昼夜開講制については、この導入を阻むさまざまな要因を分析し、解決を図る必要があることが認識された。その1つ目が社会的需要の把握の難しさであった。2つ目は、教員の負担の増大への対応である。大学院担当の専任スタッフの設置が期待できないことから教員は昼夜兼任せざるを得ず、この負担の増大を回避するための教員間での負担の公平性の確保や非常勤講師の依

頼、ティーチング・アシスタント制度の活用などが考えられるとされた。3つ目は事務体制の整備であり、事務職員の勤務時間の工夫が必要とされた。4つ目に図書館・情報処理施設の利用の確保が挙げられ、夜間利用学生の学習に配慮して開館時間の延長等が求められた。このため、人件費について全学的な対応が必要とされた。5つ目に環境の整備、施設・設備の確保が挙げられ、大学院としての教育研究水準を確保するための新たな施設・設備の確保と、昼夜を通しての教育研究の実施に支障のないキャンパス環境の整備が望まれた。昼夜開講制については、以上のように容易には解消しがたい問題点が山積していたが、既に他大学で導入されていることから、本学においてもできるだけ早く昼夜開講制を導入することが望まれた。このほかにも、各研究科において、社会人のリフレッシュ教育や高度の専門的な職業人の養成という目的に適合的なカリキュラムの整備が必要である旨が指摘された。特に人文・社会科学系の研究科では、これまで主に研究者養成を目的としたカリキュラム編成であったため、その見直しが求められるであろうことが指摘されていた。

以上のような中間報告を受け、本学においても主に社会人の受け入れの拡大を中心に大学院の整備が進み、1995（平成7）年度には法学研究科及び自然科学研究科において昼夜開講制が導入された。

その後も大学院等検討部会においては、1993（平成5）年9月9日の教育研究体制検討委員会で付託された事項のうち、翌年の中間報告では検討されなかった「大学院の拡充について」「留学生の受け入れ体制の充実について」の2点を加え、更なる検討が進められていった。これらの検討結果は1995（平成7）年3月31日に「大学院等検討部会の中間報告について」として教育研究体制検討委員会に提出された後、同年6月8日付で学長あてに提出され¹⁹、同月29日の第575回評議会にて各評議員へ披露された。以下に同報告の概要について見てみることにする。

まず「大学院の拡充について」の項目では、本学の大学院拡充の方策を、①人文社会科学系・自然科学系の研究科がバランスをとって、ときには競合し、ときには協力しつつ、互いに補強し合う総合的な「学問研究の府」になること、②各研究科内部における質及び設備両面からの見直しと整備充実の2点において図ることが必要とした。1993（平成5）年3月の答申にも述べられていたとおり、本学においては自然科学系に比して人文社会科学系の大学院の整備が遅れていたことから、人文社会科学系の博士課程設置が喫緊の事案となっており、中間報告では、各研究科の将来構想が紹介された。

人文社会科学系の報告を見ると、文学部・法学部では大学院博士課程の設置構想が練られており、1994（平成6）年3月に「熊本大学大学院『地域文化社会研究科（後期3年博士課程）』設置構想」（第2次案）が作成されていたが、中間報告段階では、更に検討を加えるべく「人文社会科学系博士課程設置推進委員会」を設置して第3次案の策定を進めている段階であった。第3次案では大学院研究科の名称を「地域社会文化研究科（後期3年博士課程）」へと変え、その目的を「日本社会の今日的変動の特徴を、高度な科学技術の開発と進展に伴う社会の複雑化・高度化、それと密接にからみ合いつつ進行してきた国際化という二点においてとらえ、現代が抱える政治、経済、文化等の諸問題を「地域」という基本的視座から学際的・総合的に分析、解明しようとするもの」とした案が作成されていた。教育学研究科においては、1992（平成4）年4月から「教育学部大学院等検討委員会」によ

り同研究科の自己点検及び将来構想について検討を加え、「熊本大学教育学部大学院等検討委員会報告書」(1993年3月10日教育学部教授会へ報告)を作成していた。その後、1994(平成6)年4月に「教育学部拡大将来構想委員会」が設置され、同委員会において大学院に関する将来構想が検討されている状態であった。構想では、第1に、必要教官定員の充足・整備などの理由によって未設置であった2専修1課程を早期に設置し、なおかつカリキュラム再検討や入試方法の改善等既設専攻(専修)を充実していくことが挙げられた。第2に、深刻な施設の狭隘化を解消するため、大学院用施設を中心とした教育学部新棟建設を行うことが挙げられた。第3に教育学系大学院博士課程の設置が挙げられ、「一大学が単独で設置する方式(単独大学院方式)」と「複数の大学が連合して設置する方式(連合大学院方式)」について並行して構想しており、近い将来において現実的対応を行うように準備をしている段階と位置づけていた。このように、人文社会科学系においては、まずは未設置の大学院博士課程の設置を行うという点で共通した問題を抱えており、そのためにそれぞれの専門委員会等で検討を進めている段階であった。

一方、自然科学系の報告を見てみると、大学院重点化を意識した改組の計画が進められていた。医学研究科においては「発展し、高度に専門化した領域とその統合的な教育を実施し、医学の各分野において国際的に高く評価される研究者、指導者を養成するために現在の学部講座を改変し、学部、大学院を一本化して、大学院研究科を主体とする大学院重点化を実施する。同時に、現在の小講座制を廃止し、大講座制に移行し、専門化が進行する各分野の統合機能を効率化する」ことが目指された。自然科学研究科においても、1994(平成6)年3月に「改組検討委員会」を発足させて大学院充実に関する検討を進め、①昼夜開講制の導入(1995年4月に導入)、②体系的かつ柔軟な研究教育体制の編成、③国際化に対応した研究教育体制の整備、④入学方法の改善の4点が検討された。特に②の点においては、現在の修士課程である理学研究科と工学研究科を自然科学研究科前期博士課程として位置づけ、博士課程のみならず修士課程においても教育・研究の高度化・多様化・学際化を図り、修士・博士課程の教育研究の連続性を確保して博士課程5年連続の教育研究体制の確立し、これを大学院重点化の第1段階とすることとされていた。

以上のように、大学院拡充策について、大まかには大学院博士課程の設置を目指す人文社会科学系と既設大学院を整備・充実させ大学院重点化を目指す自然科学系というような段階にあり、将来的には理系の博士課程と連携する文系の博士課程を設置することにより、総合大学としての熊本大学のアイデンティティを確立し、社会から求められている期待にも十分に答えていくことが目指された。

1997(平成9)年3月6日、大学院等検討部会から「大学院の拡充について—特に本学大学院と地域社会との連携を中心として—」が出された。これは、同部会が検討し、最後に取りまとめた報告である。本報告は、大学院が地域社会に一方的に交流してだけでなく、地域社会との相互交流によって大学院の教育研究が活性化すること、また、高度な社会的ニーズに応えるための教育研究上の工夫を通して、大学院の教育研究が望ましい総合化・学際化に向かうことが目指されるとした点において、前回の中間報告から一歩進んだ議論を行った点に特徴がある。

各研究科の現状と課題を見てみると、人文社会科学系においては専ら人材養成上の連携として社会人の受け入れを行っており、また、地域の研究機関との共同研究は個別的にな

されているものの、組織的にはほとんどなされていない。しかし、理系においては研究の上でも地域との緊密な連携が見られ、例えば地域共同研究センターを中心に多くの共同研究が活発に行われ、寄附講座や受託研究が各研究科の活性化に寄与するという現状が見られた。人材養成の面においても工学系を中心に社会人受け入れが進み、薬学部や医学部における各種のシンポジウムや研究生・研究専攻生の受け入れ等も行われていた。このように、地域社会との連携の仕方は、文系・理系と異なる傾向を示していた。更に、残された今後の課題も少なくないことが指摘された。1つ目は、大学院と地域社会との連携・協力を一層強化するために、大学院から地域社会に向けてもっと積極的に情報を発信する必要性が挙げられた。また、大学院と地域社会の人的な相互交流を活発にすることも指摘された。2つ目として、社会人の再教育機能の強化が求められていることから社会人特別選抜と昼夜開講制を一層拡大すること、また、長期在学コースの制度化を行うことが挙げられた。3つ目は、高度な専門的職業人の養成機能を強化することであり、このために体系的なカリキュラムの開発と研究環境の一層の整備が要請されていることが指摘された。4つ目は、地域の研究機関との共同研究の一層の推進が望まれており、特に、文系分野が今後の課題であるとされた。5つ目は、社会的ニーズによりよく対応するため、総合的・学際的な博士課程の整備充実を行うことである。6つ目は、地域社会からの人材養成ニーズに応えるため、また、高度な学術研究のためにも、新しい専門分野を担当するスタッフの確保を行うことである。そして本学では、以上の点を課題とし、大学全体として更に検討を進めていくことになった。

これまで見てきたように、大学院等検討部会において、熊本大学としての大学院等における教育研究の発展方策が練られていた中であって、大学審議会から大学院に関する数次にわたる答申が出され、大学院の質的・量的充実及び多様化による教育研究の一層の高度化が今後の大きな課題となっていた。本学においてもこれらの事項の検討体制の再検討が必要となり、同時に教育研究体制検討委員会をはじめとするその他の委員会等組織についても再検討が求められてきたことから、1996（平成8）年9月26日の第587回評議会において、「大学改革に伴う既設の各種委員会の改廃について」の議案が提出され、新組織の設置についての検討が評議会第一部会に付された。同年12月の第592回評議会に第一部会の検討結果として、教育研究体制検討委員会の部会として設置されている大学院等検討部会を「熊本大学大学院等検討委員会（仮称）」とする案が出され、翌年1月23日の第593回評議会において熊本大学大学院等検討委員会規則が承認された。

熊本大学大学院等検討委員会は、上記規則の施行により1997（平成9）年4月1日に発足し、学長から、前年度に今後の課題として報告された大学院における総合化の問題を含め、本学大学院の将来構想について全学的見地から検討を進めるようにとの指示がなされた²⁰。この背景には、1997年3月の時点で、本学の大学院関係の1998（平成10）年度概算要求事項として、①地域社会文化研究科の新設、②薬学研究科の専攻増、③自然科学研究科の改組の3点についてそれぞれ文部省との折衝中であり、その過程で理系と文系の総合化の問題を検討する必要が生じたという事情があった。当初、同委員会の審議事項は、委員会規則に定められた「大学院の教育の改善に関すること」「大学院全体の基本方策に関すること」「生涯学習の推進に関すること」「その他学長が諮問した事項」とされ、このうち学長が諮問した事項とは、

- (1) 1998 (平成10)年度概算要求事項として計画中の3構想(「地域社会文化研究科」の設置、「薬学研究科臨床薬学専攻」の設置、「自然科学研究科」の改組)の総合化の可能性を含めた全体構想を、情勢を見つつ1999(平成11)年度概算要求に向けてまとめる(短期的課題)
- (2) 熊本大学のあるべき姿につき、中長期的視点に立って本学の特色を打ち出した具体像を構想する(中期的課題)

の2点であった。しかし、その後の委員会における議論及び委員長と学長との協議により、(1)の点については、委員会の性格その他の状況を鑑み、大学院等検討委員会には大学院に関する概算要求を計画できる権限がないことから、同委員会の審議事項から外して各研究科での検討に委ねることとし、中長期的計画のみを審議していくこととなった。また、審議にあたっては、大学を取り巻く状況、時代ないし社会の要請、学問内部からの要請、立地と固有性といった点に留意しながら検討を進めることとし、これらをどのように受け止め、将来構想に織り込んでいくかが問われることが認識された。

同年8月10日、『熊本大学大学院等検討委員会 基本構想』が取りまとめられた。この構想は、前述の中間答申作成後に大学審議会の調査報告の中間まとめ『21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—』が公表され(同年6月30日)、大学改革をめぐる諸問題が指摘されるとともに、大学及び大学院の進むべき方向について極めて有益な示唆と提言が行われたことを受け、本学でもこれに対応すべく急遽作成されたものである。ただし、内容が「中間答申」と重なるところも少なくなく、また一方では単に事項への言及にとどまっているところもあったため、大学審議会の中間まとめを踏まえつつも、「中間答申」をより具体的な構想へと展開すべく審議することとなっていた。この「基本構想」は、同年度末にまとめられる予定の最終答申に先立つものと位置づけられ、その後の議論の基礎となった。

この「基本構想」が答申された後、大学院等検討委員会最終答申の作成に向けて、更に審議が重ねられた。この過程で、「基本構想」をまとめる理由の1つであった人文社会科学系博士課程の設置計画に変更が生じた。詳しくは部局史編を参照されたいが、2000(平成12)年度の人文社会科学系大学院設置構想は、文学研究科・法学研究科・教育学研究科が参加する、区分制独立研究科として構想されていたが、1998(平成10)年11月に教育学部が組織としての構想への不参加を表明したことから、大学全体としての大学院構想は、やむを得ず転換せざるを得なくなった。

こうした中、1999(平成11)年4月に理学研究科及び工学研究科の修士課程を廃止・統合することが決まった。これにより、理学・工学系大学院が重点化され、自然科学研究科博士前期課程が設置されることとなった。

1999(平成11)年4月22日、大学院等検討委員会から江口吾朗学長に対し、「熊本大学大学院の将来像—熊本大学大学院等検討委員会・最終答申—」が出された²¹。答申は「本学が将来においても我が国の中軸をなす大学としてその役割を担っていくためには、大学院教育の飛躍的充実と大学院重点化の実質化こそが急務であるとの認識に立ち、その実現性の高さに着目しながら大学院の将来像を思考した」ものであり、基本的には従前に出された中間答申及び基本構想を踏襲しているものの、先に挙げた本学内部における状況の変化等もあって若干の修正が行われた。

答申には大学院の理念と目的が明記されており、「大学院は、研究面において「理論」と「実際」、「基礎」と「応用」の両方向を極めると同時に、教育面においては留学生をも積極的に受け入れて、1) 優れた研究者養成と、2) 高度職業人の要請、ならびに3) 社会人の充実した再教育という人材養成の3つの任務を果たし、これらを通じて地域社会および国際社会に貢献する」ことを目指す旨が記された。また、組織編成の基本方針として、人文科学・社会科学・自然科学の均衡のとれた発展を図るため、全学的な共通理解をもって対処すべきこと、「総合化」が大学院の教育研究組織を再編する際の基本方針として必然的であり、新しい大学院の全体像が、「人間」を中心概念としつつ、各学問分野を何らかの方法で総合化する方向で構想することとなった。望ましい大学院の内実としては、英知の集まる知の殿堂として卓越した研究拠点(COE)を形成し、高度情報化社会に対応しつつ国際性豊かな教育研究環境を備える、社会に開かれた大学院像が描かれた。

こうしたことから、「人間の自己形成とその営み、よりよい営為のための知と技術、人間の生命と身体の保健」という観点から本学大学院の将来像として、①文学研究科・法学研究科・教育学研究科、②自然科学研究科(理学・工学)、③医学研究科・薬学研究科の3つのグループを形成することとした。更に、3研究科を基盤にしつつ、本来の所属を一時的に離れて参集する教育研究者集団の形成、共通の課題解決を目指す教育と研究の実施を目指し、第4の研究科「先導科学研究科(仮称)」の設置が提唱された。この第4の研究科には、熊本大学のCOEとしての内実を維持し、要員の流動化に伴う本来の所属への還流を通じて、再び各研究科の活動を活性化させる機能が期待された。また、この研究科の適切な運営を維持するために、教育研究体制とは別に、課題設定と必要分野の策定及び優れた人材の招聘にあたるための「運営協議会(仮称)」(学外委員を含む)の設置も提唱された。

このほかにも、学術研究推進委員会により管掌されている「学内共同研究プロジェクト」の更なる推進が望まれた。1997(平成9)年当時は5つの研究組織が形成されていたが、特に人文社会科学分野からこれらの組織への参加が必ずしも十分でなかったことから、この点について再検討し、「共同性」「総合化」の更なる成熟が望まれた。これら学内共同研

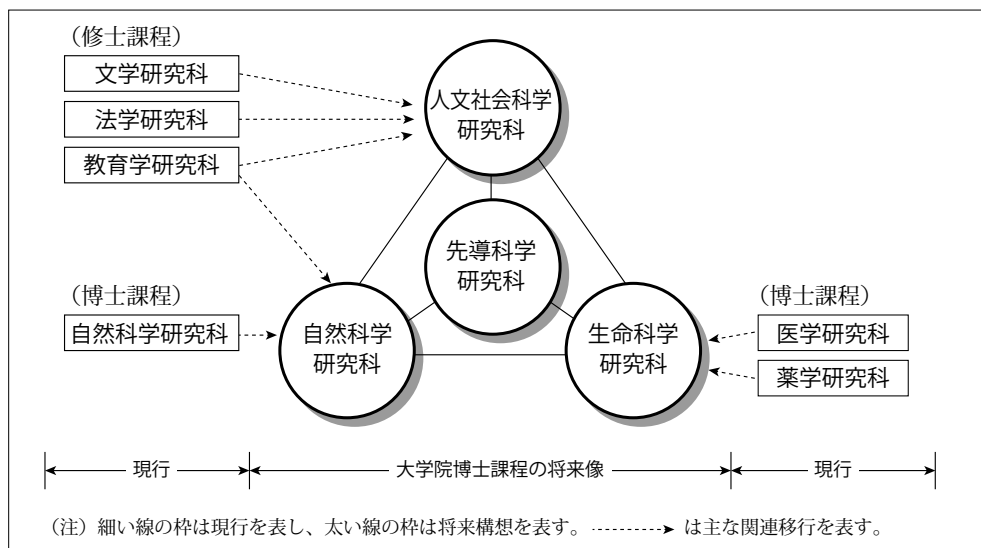


図1 熊本大学大学院の将来像

究プロジェクトだけでなく、文部省科学研究費補助金や他の財源によって行われている共同研究も、「総合化」の方向に向かうための望ましい課題研究の策定に資するであろうことも指摘された。

2000(平成12)年4月、同年度第1回の評議会において、各種委員会審議の煩雑さを解消し、大局的見地から効果的な審議を進めるため、これらを見直すことが提案された(各種委員会は1999年度末時点で部会等を含めると80余りを数えた)。この中で、統合再編及び構成員の見直し等が考えられる委員会として大学院等検討委員会の名も挙げられ、名称を「大学院検討委員会」に変更し、他の大学院・研究に関する委員会との統合が検討されることとなった。これについての審議は評議会第一常置委員会に付託され、2000年12月22日の2000年度第10回評議会で「各種委員会の見直しに伴う委員会規則等の改正等について」の議題として上がり、同委員会による検討結果が報告された。大学院等検討委員会については、名称を「大学院検討委員会」と改めるとしたが、その趣旨は「大学院に関する事項を審議するため」とされ、生涯学習に関する審議は別機関で行うこととなった。また、委員長はそれまで委員の互選により選ばれた者が務めることとなっていたが、学長が指名する副学長が務めることと改められた。

この規則は2001(平成13)年4月1日に施行され、同日付で新しく大学院検討委員会が発足した。新委員会では、前委員会の答申が出された後に全国における大学院の整備状況が急速に変化していることから、改めて本学における大学院制度の現状を確認し、今後の方針についての検討を行うことになった。同年5月23日の第1回会合から2002(平成14)年2月4日までに計10回の会合がもたれ、検討の結果は「熊本大学大学院の現状と将来構想(報告)」として、2002年2月13日に取りまとめられた。当時の本学大学院の概略は図2のとおりであった。

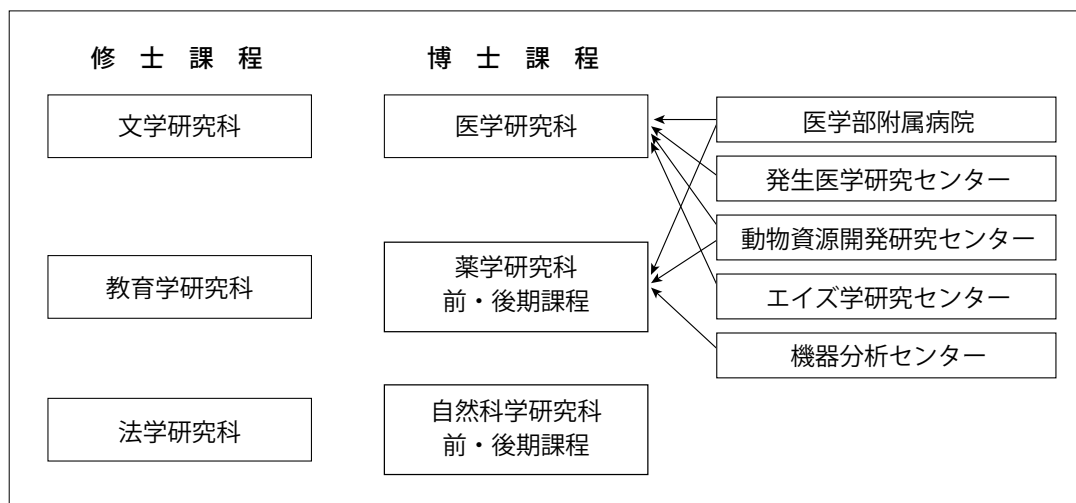


図2 熊本大学大学院の現状(概略図)

報告書が出された当時の熊本大学大学院の置かれた状況を見てみると、まず、2002（平成14）年度の概算要求により社会文化科学研究科（博士課程）と医学研究科医科学専攻（修士課程）の設置が認められ、その発足を控えている状態であった。また、2001（平成13）年6月に法曹の人的基盤の拡大と法曹養成機関としての法科大学院の設置を含む司法制度改革審議会による最終意見書が首相に提出され、11月には「司法制度改革推進法」が成立したことから、本学においても法科大学院の設置構想が動き始めていた。生命科学系分野においては、医学・薬学、医療を取り巻く環境が変貌を遂げ、それぞれの融合化に向けての動きが加速している現状を鑑み、既設の医学研究科と薬学研究科（いずれも博士課程）を再編し、医学薬学系大学院の設置が構想され始めていた。既に他の大学院においても新たな時代に即した大学院の再編が行われているところであったが、本学における特徴的な点は、研究を主とする「医学薬学研究部」（3部門）と教育を主とする「医学教育部」（4専攻）、「薬学教育部」（2専攻）を設け、教員は基本的に研究部に所属し、生命科学研究に関する他のセンターと連携しながら研究を進めていくことが構想されたことである。当時の将来構想図は図3のとおりであった。

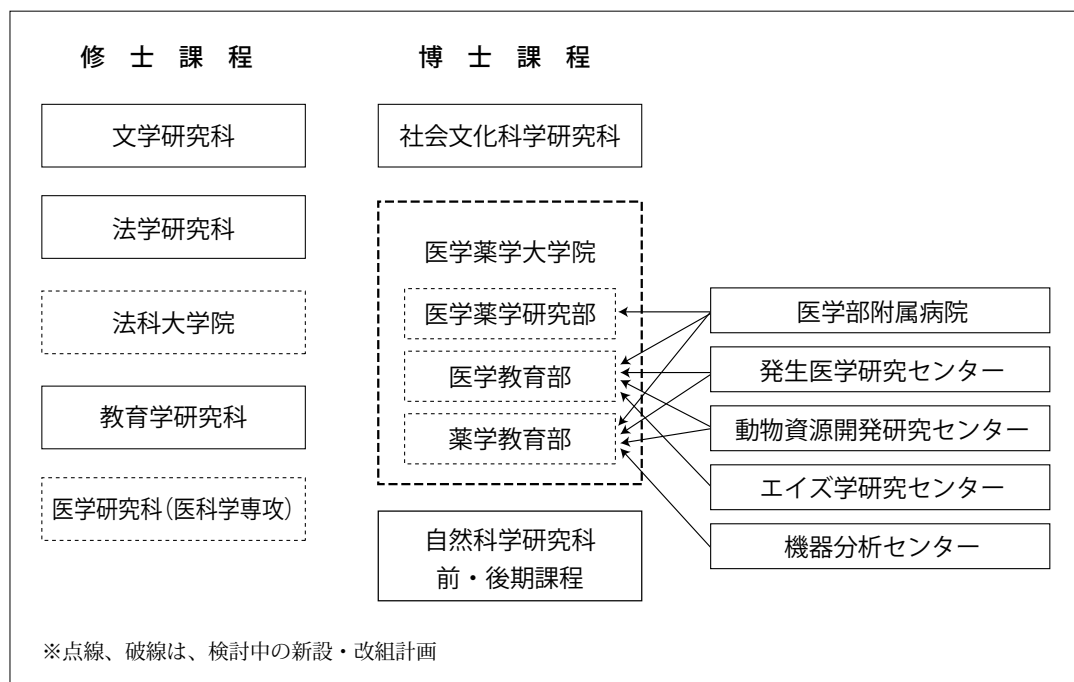


図3 熊本大学大学院の新設・改組計画（概略図）

この後更に図4のような将来構想が描かれた。本学においては、医学研究科と薬学研究科の再編にあたってなされた議論の過程で、従来の大学院では研究組織と教育組織が一体となって研究科を構成しており、必要に応じてそれぞれの組織・専攻を別個に改変することができなかったため、「研究部」「教育部」といった組織体を採用することになったという経緯があった。このため大学院検討委員会において、「将来的には、熊本大学におけるすべての系列の大学院で『研究部、教育部』制度をとるべきである」との結論が出された(図

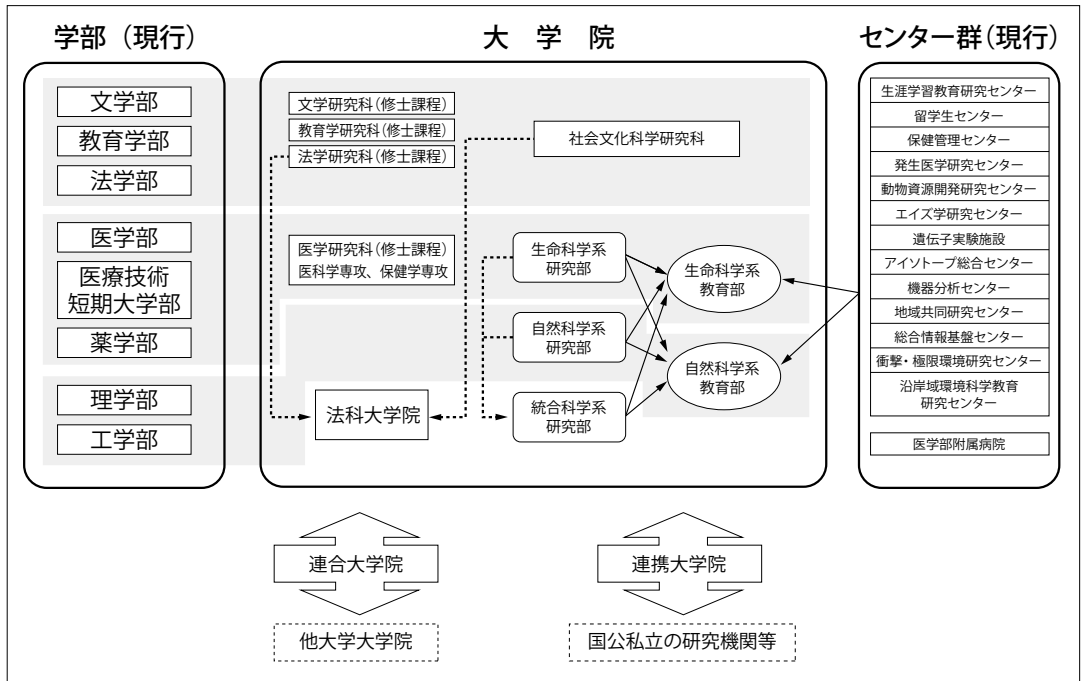


図4 熊本大学大学院の将来構想 (概略図①)

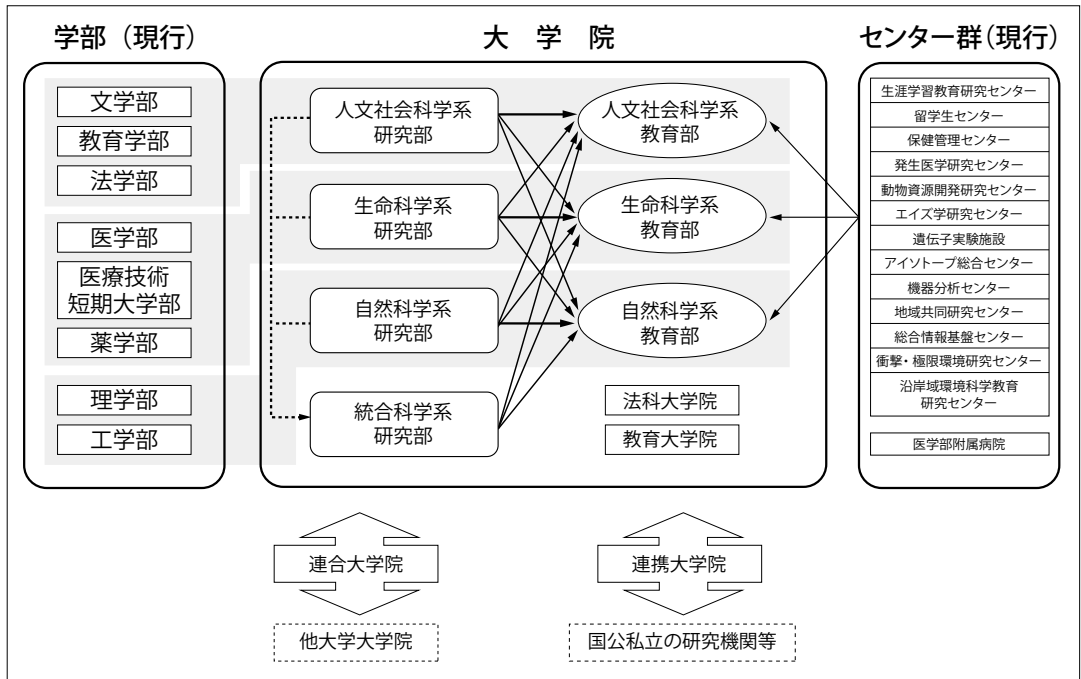


図5 熊本大学大学院の将来構想 (概略図②)

表1 大学院の改組状況（1990年～2004年）

専攻科・研究科	設置年次	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
		平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
文学研究科 〔修士課程〕	1972年 4月1日	6専攻	6専攻	6専攻	6専攻	6専攻	6専攻	6専攻
法学研究科 〔修士課程〕	1972年 4月1日	1専攻	1専攻	1専攻	1専攻	1専攻	1専攻	1専攻
社会文化科学研究科 〔後期3年博士課程〕	2002年 4月1日							
法科大学院 (大学院法曹養成研究科)	2004年 4月1日							
教育学研究科	1986年 4月1日	3専攻	3専攻	3専攻	3専攻	3専攻	3専攻	3専攻
工学研究科 〔修士課程〕	1965年 4月1日	9専攻	7専攻	6専攻	6専攻	6専攻	6専攻	6専攻
理学研究科 〔修士課程〕	1966年 4月1日	5専攻	5専攻	5専攻	5専攻	5専攻	5専攻	5専攻
自然科学研究科	1988年 4月1日	3専攻	3専攻	3専攻	3専攻	3専攻	3専攻	3専攻
医学研究科 博士課程	1955年 7月1日	5専攻系	5専攻系	6専攻系（1992年4月、 医学研究科の改組とともに 大学院独立専攻として 脳・免疫統合科学系〔4 つの基幹講座と7つの協 力講座で構成〕を新設） 1992年3月末、医学部附 属免疫医学研究施設廃止	6専攻系	6専攻系	6専攻系	6専攻系
薬学研究科 〔修士課程〕 (昭和60年4月から 博士課程〔前期2年、 後期3年〕となる)	1964年 4月1日	1専攻	1専攻	1専攻	1専攻	1専攻	1専攻	1専攻
医学教育部 〔修士課程・ 博士課程〕	2003年 4月1日							
薬学教育部 〔博士前期課程・ 後期課程〕								
医学薬学研究部								

1997 平成9年度	1998 平成10年度	1999 平成11年度	2000 平成12年度	2001 平成13年度	2002 平成14年度	2003 平成15年度	2004 平成16年度
6専攻	6専攻	6専攻	4専攻 2000年、従来の6専攻を4専攻に再編した文学研究科の設置申請がなされる	4専攻	4専攻	4専攻	4専攻
1専攻	1専攻	1専攻	2専攻 (法学専攻、公共政策専攻)	2専攻	2専攻	2専攻	1専攻 法学公共政策学専攻
					2専攻	2専攻	2専攻
					1専攻		
3専攻	3専攻	3専攻	4専攻 養護教育専攻追加	4専攻	4専攻	4専攻	4専攻
6専攻	→1998年から自然科学研究科に統合						
5専攻	→1998年から自然科学研究科に統合						
3専攻(10講座)	博士前期課程 8専攻 36講座 博士後期課程 4専攻 13講座 理学研究科(修士課程)と工学研究科(修士課程)を博士前期課程(2年)として自然科学研究科に組み入れる 博士後期課程には新しく物質・生命科学専攻設置	博士前期課程 8専攻 36講座 博士後期課程 4専攻 生産科学専攻とシステム科学専攻がそれぞれ生産システム科学専攻、システム情報科学専攻に改組	博士前期課程 8専攻 36講座 博士後期課程 4専攻 環境科学専攻が環境共生科学専攻に改組	博士前期課程 8専攻 36講座 博士後期課程 4専攻	博士前期課程 8専攻 36講座 博士後期課程 4専攻	博士前期課程 8専攻 36講座 博士後期課程 4専攻	博士前期課程 8専攻 博士後期課程 4専攻
6専攻系	6専攻系	6専攻系	6専攻系	6専攻系	7専攻 2002年4月、大学院医学研究科に修士課程(2年制単一専攻〔医学科専攻〕を設置(部局史第1編第2章p.1))	2002年3月、大学院医学研究科(修士課程及び博士課程)を廃止し、大学院医学教育部(修士課程及び博士課程)を設置	
1専攻	2専攻 薬科学専攻 4講座 臨床薬学専攻 5講座 1998年4月、薬学研究科の医療薬科学専攻を薬科学専攻(4講座)に改称、臨床薬学専攻を新設(学部)に基礎を置かない独立専攻として5講座設置	2専攻	2専攻	博士前期課程 3専攻 博士後期課程 3専攻 ただし、前期と後期の3つの専攻は同一のもの 2001年4月、分子機能薬学専攻(独立専攻、7講座)設置(うち2講座は動物資源開発研究センターからの協力講座、うち1講座は化血研との連携講座)	博士前期課程 2専攻 博士後期課程 2専攻 ただし、前期と後期の2つの専攻は同一のもの 分子機能薬学専攻廃止	2003年4月、大学院薬学研究科と医学研究科が統合、大学院医学薬学研究部(教員組織)、薬学教育部・医学教育部(教育組織)が発足	
						修士課程 1専攻(2年制、医学科専攻) 博士課程 4専攻(4年制、生体医科学専攻、病態制御学専攻、臨床医科学専攻、環境社会医学専攻)	修士課程 1専攻 博士課程 4専攻
						2専攻(分子機能薬学専攻、生命薬科学専攻) 4講座	2専攻
						3部門(11大講座)	3部門(11大講座)

5)。また第4の大学院として、従来より指摘されてきた、それぞれの研究科を統合した新たな統合科学系大学院の設置が提唱された。更には、複数の大学の関連学部が協力して設置する独立大学院である「連合大学院」、大学院教育の充実や社会との連携強化のために国公私立の研究機関・研究所等に学生の研究指導を委託するという「連携大学院」とも密接に関わりながら、教育研究を発展させることが目指された。このほか、2001(平成13)年11月に文部科学省が「国立の教員養成系大学、学部の在り方に関する懇談会報告書」を出したことに伴い、教員養成系学部のあり方が大きく変わることとなり、将来的には教員養成系の専門大学院として教育大学院の設置も考えられるとされていた。

この将来構想に描かれたもののうち医学薬学研究部については2003(平成15)年4月に実現し、これに伴い、附属センターやいくつかの生命科学系の学内共同教育研究施設の改組が行われた。

以上のように、1990年代から2000年代初期にかけては文部省(文部科学省)における大学院政策が大きく転換した時期であり、これを受けて本学においても、大学院制度にスポットライトを当てた議論がさまざまな委員会・組織で繰り返し検討された時期であった。こうした議論の中で提唱された事項については現実化しなかったものも少なくはないが、国立大学の独立行政法人化議論が持ち上がる中で、本学の今後のあり方を考えていく上でも、重要な問題点となっていた。

なお、1990年初頭から法人化を迎える2004(平成16)年までの間の大学院の改組状況は表1のとおりである。

4 学術振興政策に伴う多様な学内共同教育研究施設等の設置

前項に見てきたように1990年代から2000年代初頭にかけて学部及び大学院の改組・充実が図られていく中で、本学附属あるいは学部附属のセンターや諸施設の整備が進んだ。この時代、学術研究の重要性がますます高まる中で、国立大学に対しては、独創的・先端的な研究をより一層推進していくことが求められた。そのため文部省は、科学研究費補助金の拡充、若手研究者の養成・確保、重要基礎研究の推進、研究設備の充実、学術情報システムの整備充実、産業界等との研究協力等の推進、国際学術交流等について多面的な施策を展開し、地球環境問題など現代的な課題にも積極的に取り組む体制を整えた。

こうした背景には、国立大学の研究環境の水準の低下が指摘されていたという事実がある。熊本大学教育研究推進委員会において本学の将来像が模索されていた頃の1992(平成4)年5月には、「平成5年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて」(第535回評議会配布資料)において、「学術研究上の要請に対応するため、①共同研究体制の整備に重点を置いた研究所や研究施設等の整備、②研究設備や学術情報システムの充実等学術研究の基盤を培うための研究条件の整備、③総合的、計画的な対応が必要な重要基礎研究や学問の新しい発展の中核となる先導的新分野の展開のための研究の推進、④世界の学術研究の進展に寄与するための国際交流・協力の促進等について、構想の熟度、社会的要請等を踏まえつつ対応する」との文部省による学術振興策が既に示されており、学部・研究科だけでなく、研究所や研究施設等についても整備を行っていく旨が示されていた。

このように将来の学術研究の水準確保について懸念の声もあがっていたことから、文部省から学術審議会に対して「二十一世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」

の審議が付託され、1992(平成4)年7月23日にその答申が提出された。同答申においては、学術研究の発展には理論的考察と実験による発見や実証が不可欠であり、特に、今日の実験的研究は著しく高度化・精密化してその規模も大型化しており、それとともに実験設備の重要性が著しく増大していること、理論的研究面でもスーパーコンピュータをはじめとする計算機など研究設備の利用が不可欠になっていることから、研究設備の有無やその性能・制度により研究の成否や研究水準が左右される場合が多くなってきていることが指摘されている。その一方で、大学における研究設備の質的な陳腐化が進み、量的にも不足していることから、その整備・充実が極めて重要な課題となっていることが認識された。そのため学術研究基盤の計画的な整備が必要であるとされ、①基盤的な研究設備の整備、②先導的な研究設備の整備、③研究設備の共同利用、④研究設備のレンタル等による導入の促進と維持管理の改善の4点がその方策として示された。

その後、学術審議会は答申の趣旨に従った学術振興諸施策を推し進め、1995(平成7)年4月17日に「地球環境科学の推進について」(建議)「人文・社会科学の推進について」(懇談会のとりまとめ)、同年7月20日に「卓越した研究拠点(センター・オブ・エクセレンス)の形成について」(建議)、1996(平成8)年2月1日に「科学研究費補助金の制度の改善について」(報告)、同年7月29日に「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」(建議)及び「大学図書館における電子図書館の機能の充実・強化について」(建議)、1997(平成9)年3月7日に「大学等における脳研究の推進について」(報告)を提出するなど、国家として戦略的に学術振興を行っていくための検討結果を相次いで示していった。

本項では、こうした時代の中で、特に平成の時代に入ってからの本学がどのように戦略的に全学的な共同教育研究施設(センター)の改組を行ってきたかについて取り上げる。なお、各センター・施設の個別の詳細な歩みについては部局史編を参照されたい。

1990(平成2)年6月、総合情報処理センターが設置された。同センターは1964(昭和39)年4月に工学部に設置された電子計算機室に起源を持つもので、1986(昭和61)年には学内措置の情報処理センターへと改組されており、1990年の改組は省令施設への格上げであった。これにより計算機借料が約2倍になり、「情報化」の時代において、より一層教育研究を進展させることが期待された。また、同年7月の第526回評議会において、当時独立して設置されていた電話系の配線とコンピュータ系のネットワークを統合してより高速に情報のやりとりを行えるようにするため、「統合情報ネットワーク構築準備委員会」が全学の委員会として設置されるなど、教育研究推進のための情報ネットワーク整備が進められた。

1991(平成3)年4月には機器分析センターが発足した。この経緯についての詳細は第4編第1章第2節2の(3)に譲るが、同センターの原型は1954(昭和29)年に薬学部を設置された有機微量分析室にある。その後1962(昭和37)年に中央実験室、1971(昭和46)年に分析センターへと姿を変え、1991年に全学組織の機器分析センターとして設置された。また、1994(平成6)年には概算要求が認められセンターの専用施設が建設されることとなった。

1990年代には、上記の機器分析センターをはじめとする生命科学系の共同教育研究施設の新設・改廃が相次いだ。1992(平成4)年4月には、医学部附属遺伝発生医学研究施設が発足した。これは、1982(昭和57)年設置の医学部附属免疫医学研究施設が1992年に、

1984 (昭和59) 年設置の医学部附属遺伝医学研究施設が1994 (平成6) 年にそれぞれ10年の時限を迎えることから、両施設の改組に加え、医学部や医学研究科を含めた医学系全体の大幅な改組がなされる中で設置されたものである。新しい研究施設の方向性として、①遺伝学に関しては遺伝子機能解析の時代に入ったことを認識し、研究は今後も継続する必要があることから、従来どおり柱の1つとする、②発生・分化に関する研究が今後一般の生物学のみならず医学においても重要な分野になり、現実にも発生関連技術を駆使して個体レベルの解析が医学部内で活発に行われていたこと、また、免疫学の一部は幹細胞の増殖と分化といった内容的には発生生物に近い方向へ進展するであろうとの考えから、これまでの遺伝医学に加え発生医学をもう1つの柱とすることの2点が示された。1994年6月には、遺伝子実験施設とアイソトープ総合センターが設置された。本学において遺伝子実験施設の申請が最初に計画されたのは1987 (昭和62) 年頃で、この頃には遺伝子組み換え実験が本格的にスタートし、既にいくつかの大学では遺伝子実験施設が設立されていた²²。こうした中、医学部移転問題が巻き起こった本学では、この計画は一旦中断され、医学部の現地再開発が決定した後になって、再度医学部キャンパス内への施設設立を申請することになった。その間には既に多くの大学で遺伝子実験施設が設立されていたことから、本学には特徴ある遺伝子実験施設の設置が求められ、一般の遺伝子実験に加え、マウス及びヒトの染色体地図の作成などの特殊研究支援及び研究を行う学内共同利用施設として設置されることとなった。同年設置されたアイソトープ総合センターも、その設置の概算要求を行うことが決まったのは古く、1977 (昭和52) 年度まで遡る。既に本学では各地区にRI (ラジオアイソトープ) を使った研究を行うための施設が設けられており、これらの管理を全学的に行うための放射性同位元素委員会が設置されていた。アイソトープ総合センター設置に向けた動きは、同委員会を中心に進められ、1987 (昭和62) 年度には設置にあたっての既設置校の調査並びに整備内容についての検討が始まった。こうして設置に向けた継続的な取り組みが行われた結果、1994年にアイソトープ総合センターが設置される運びとなった。

1995 (平成7) 年4月には留学生センターが新設された。第4編でも触れたように、本学では1983 (昭和58) 年に出された「留学生10万人計画」を受け、既に国際交流委員会の設置や国際交流会館の建設、事務組織の整備等を行っていた。同センターの設置目的は「外国人留学生及び海外留学を希望する熊本大学の学生に、必要な教育及び指導助言等を行うことにより、本学における国際交流の推進に寄与すること」²³とされ、留学生教育の調査研究に従事し、留学生の教育に専門的にあたるための専任教官が置かれたことにより、留学生支援体制が更に整備されることとなった。また、センターの設置に伴い、教養部で開講されていた日本語・日本事情の科目が留学生センター開講科目に変わり、10月には日本語研修コースが開始された。

1997 (平成9) 年4月には、我が国で初めてとなるエイズ学研究センターが設置された。1995 (平成7) 年4月の第572回評議会に提出された資料「熊本大学の大学改革について」によると、1996 (平成8) 年度の概算要求として具体化する予定の構想の中に、医学部附属病院が拠点病院として診療を行っているエイズについての専門組織である「エイズ学研究センター」を新設する旨が盛り込まれている。本学では1984 (昭和59) 年からエイズ研究を組織的に開始しており、1986 (昭和61) 年からは附属病院第二内科においてエイズ診療

が行われるようになっていた。その過程では「ミサイル療法」というエイズに感染した細胞を殺せる療法の実験に世界で初めて成功するなどの大きな成果をあげており、こうした実績を踏まえて1996(平成8)年2月に「熊本大学エイズ学研究センター設置検討委員会」が設けられ、翌年の設置に至った。

1996(平成8)年度末をもって本学の教養部が廃止されたことに伴い、1997(平成9)年4月には大学教育研究センターが設置された。同センターは「学内の共同教育研究施設として、本学の教養教育を円滑に運営するとともに、大学教育の改善に資するため、ファカルティ・ディベロップメントに関する調査・研究を行う」ことを目的として設置されたものである。

1997(平成9)年11月、「熊本大学トランスジェニック実験センター(仮称)設置検討委員会」が設置され、新センターの設置に向けた検討が始まった。1995年頃より、動物実験施設では近年の生命科学研究への関心の高まりに伴って、研究者人口の増加や飼育動物数の増加、新たな動物種の導入等が起こったことから、こうした要求に対応するため、また、組織的な実験動物飼育技術者の教育と研究者養成、新たな実験動物の開発等に適した改革を行うための組織改組が構想されていた。一方で、発生医学研究施設においても、独自にトランスジェニックの作成・飼育・保存・供給を行う全国的なセンターとして「トランスジェニック開発研究センター」の構想がなされており、文部省にその設立を働きかけているところであった。その後、遺伝子改変動物といえども実験動物であることに何ら変わりないとの認識のもと両組織間で話し合いがもたれ、動物実験施設に実験動物の研究開発・保存・供給施設を組み込んだ大学共同利用センターとして「動物資源開発研究センター」の設置要求を行う方針が決まった。1998(平成10)年4月、この構想が認められ、医学部附属遺伝発生医学研究施設トランスジェニック実験室と医学部附属動物実験施設を統合・廃止して、新たに動物資源開発研究センターが設置された。

1996(平成8)年12月、「極限環境応用科学研究施設(仮称)設置検討委員会」が設けられ、理工系の「極限環境グループ」の研究組織設置の検討が始まった。同組織については1997(平成9)年から文部省との折衝が開始され、1998(平成10)年3月には、工学部長及び衝撃エネルギー実験所長から、同年度に衝撃エネルギー実験所及び理学部極低温装置室をはじめとした「極限環境研究グループ」の外部評価を実施する方針が出された。これは将来的な「衝撃・極限環境研究センター」の設置を見越したものであり、外部報告書は同年6月に刊行された。同年11月26日には衝撃・極限環境研究センター設置準備委員会が発足して検討が進められ、1999(平成11)年4月、工学部附属衝撃エネルギー実験所と理学部極低温装置室を廃止して、本学初の理工系のセンターとなる衝撃・極限環境研究センターが10年期限の組織として発足した。

また、1999(平成11)年4月には環境保全センターが設置された。同センターは、学内共同利用施設として設置され、本学の教育研究活動に伴って発生する廃棄物の液性処理及び啓発活動等を通して環境保全を図るとともに廃棄物等に関する研究を行い、加えて本学の環境教育の進展に寄与することを目的とした。しかし、発足当初は、センター長・教員・技官いずれも兼任体制で、専任のスタッフは置かれていなかった。その後、2000(平成12)年4月27日の平成12年度第1回評議会において「各種委員会の見直しについて」が評議会第一常置委員会に付託されると、同センターを運営する「環境保全センター運営委員会」

も見直し対象となった。これは、薬品の管理・処理及び廃棄において、安全管理に関しては安全管理委員会が、処理・廃棄に関しては環境保全センターが担当していること、両委員会の構成メンバーが重複していること、部局から異なる委員が選出されている場合は両者の連絡が徹底しないこと等の理由によるものである。第一常置委員会での検討の結果、既存の「環境保全センター運営委員会」と「安全管理委員会」については、安全管理委員会の機能を環境保全センターに取り込み、「環境・安全管理センター（仮称）」を設置して、同運営委員会で対応することとなった。こうして2001（平成13）年4月に環境安全センターが設置され、これに伴い環境保全センターは廃止された。

2000（平成12）年4月には、医学部附属遺伝発生医学研究施設が廃止され、発生医学研究センターが設置された。1992（平成4）年に設置された遺伝発生医学研究施設はもとより10年間の時限をもって発足したものであったが、発生医学の研究や組織のあり方について熊本から日本を先導することを志し、新たな組織への改組に踏み切った。改組への試みは1998（平成10）年度から開始されていたが²⁴、1999（平成11）年7月の「平成12年度の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づく政府予算の特別枠で「ミレニアム・プロジェクト」を実施することが決まり、そのうちの「発生・分化・再生科学総合研究」について、本学に発生医学研究センターを設けて実施することが盛り込まれた。医学部附属遺伝発生医学研究施設の改組は、このミレニアム・プロジェクトの一環として実現したのもでもあり、新設されたセンターは従来の医学部附属施設としてではなく、全学共同の教育研究機関として位置づけられた。

2001（平成13）年には前述の環境安全センターのほかに、生涯学習教育研究センター、沿岸域環境科学教育研究センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、情報プラザが全学的な組織として設置された。また、学部附属の組織としては、教育学部附属教育実践研究指導センターが改組され、教育学部附属教育実践総合センターが設置された。

このうち生涯学習教育研究センターの設置については、教育研究体制検討委員会の大学院等検討部会において検討が行われていた。1993（平成5）年3月11日に森野能昌学長に対して出された「大学院の整備充実及び生涯教育への取り組みの基本的方向について（答申）」には、大学（大学院を含む）におけるリカレント教育推進のための生涯学習教育研究センター（ないし大学教育開放センター）の設置とこれを推進するための「生涯学習委員会」の設置が盛り込まれており、将来的にセンター設置が実現した場合にその活動の中に統合されるであろう公開講座事業について「熊本大学公開講座委員会」を設置することも併せて提言された（なお、同委員会は1993年度中に設置された）。その後も生涯学習教育については、1997（平成9）年の教育研究体制委員会解散後に大学院等検討部会の後継組織として設置された大学院等検討委員会において検討が続けられた。更に、1998（平成10）年には長期計画委員会の中に生涯学習教育研究センター（仮称）設置検討専門委員会が発足し、審議が開始された。1999（平成11）年2月3日、同専門委員会から長期計画委員会委員長あてに「熊本大学生涯学習教育研究センター（仮称）の設置構想について（報告）」が出され、センター設置に向けての基本的事項が報告された。これを受けて2000（平成12）年5月25日の平成12年度第2回評議会においてセンターの設置が取り上げられ、まず同年度に学内措置として「熊本大学生涯学習教育研究センター」を設置し、正式には2001（平成13）年度の

概算要求に盛り込むことが提案され、原案どおり了承された。これを受け同日付で学内措置として生涯学習教育研究センターが設置されるとともに、省令施設としての認可を受けるべく概算要求や教員定員確保等の調整等の準備が進められた。同年9月29日の平成12年度第6回評議会では「熊本大学生涯学習教育研究センター施設の整備及び熊本大学情報プラザの設置について」が議題として取り上げられ、翌年4月1日の情報公開法の施行を控え大学の行政文書を一般の閲覧に供するための「閲覧所」を設け、これを生涯学習教育研究センターと併設することで、開かれた大学の顔、地域社会との接点の場、あるいは生涯学習に関する広報の場としての機能強化を行う方針が了承された。こうして2001年1月25日の平成12年度第11回評議会において「熊本大学生涯学習教育研究センター規則」の案が承認され、同年4月1日、生涯学習教育研究センターが発足し、同時に発足した情報プラザとともにそれまで留学生センターが置かれた黒髪北地区の建物に事務局等が置かれた。

沿岸域環境科学教育研究センターは、1952(昭和27)年に当時の天草郡今津村から土地と建物の寄贈を受けて発足した(官制としては1954年)理学部附属臨海実験所を母体とし、2001(平成13)年4月に学内共同教育研究施設として発足した。1999(平成11)年11月には理学部附属臨海実験所の外部評価が実施されており、その際に今後の展開として、理学部はもとより工学部環境土木部門の一部、自然科学研究科環境共生科学専攻、医学部、薬学部、文学部、法学部、教育学部の理科部門を含めた総合的な組織に変換し、更に将来的には天草地方に関連する地理学・歴史学・社会学分野もそこに含めていきたいとの構想が示されていた。2000(平成12)年1月20日、長期計画委員会及び同日開催の部局長会議において、長期計画委員会の下に「熊本大学沿岸域環境科学教育研究センター(仮称)設置検討委員会」を置いて検討することが決まり、同年1月29日の第626回評議会において了承された。その後センター設置に向けた取り組みが本格化し、2001年1月25日には評議会において同センターの規則案が了承され、2001年4月1日、全学の組織として沿岸域環境科学教育研究センターが発足した。

サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーは、1999(平成11)年度補正予算で措置された組織である。第4編第1章第3節でも述べたように、既に熊本大学では熊本テクノポリス構想と連携して地域共同研究センターを設置して、地域・企業等と連携した研究を進めていたが、本組織も同様に大学の知的資源等をもって地域社会に貢献していくために設置された。同じように教育研究を通じて社会との連携・交流を図り、本学の教育研究を一層活性化するための組織としては、1998(平成10)年10月に「産学官連携研究推進機構」が設置されており、また、総務部研究協力課に「リエゾンオフィス」を設置して、大学としての窓口の一本化が図られていた。一方、1997(平成7)年度学術研究推進委員会の活動報告「共同研究のあり方についての中間答申」において、今後幅広い分野において社会との共同研究を模索していくことについての提言がなされていたほか、1999(平成11)年4月22日の第618回評議会において「熊本大学先端科学技術共同研究センター(仮称)」の設置検討委員会の設置が報告されており(ただし同センターは実現せず)、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーは、こうした大学と社会との連携が推し進められる中で設置された組織として位置づけることができる。この組織は、当面は情報の認識・変換・処理のための最先端の分子機能素子と半導体素子の開発を自然科学研究科と関連組織で推進していくこととされた。2001(平成13)年6月5日には黒髪南地区に衝撃・極限環

境研究センターとサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの合築棟が竣工し、大学院生企業家の養成等が目指された。

2002(平成14)年4月、総合情報基盤センターが設置された。既に1990年代から、大学審議会等の答申において大学教育の情報化、情報教育の重要性等についてのさまざまな提言がなされていたが、特に2000(平成12)年11月の同審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」において、今日の科学技術の爆発的な進歩、社会の高度化・複雑化と急速な変化に伴い、グローバル化時代において高等教育が目指すべき改革の方向として、高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化についての重要性が提言された。本学においては、同年6月29日の評議会において「情報システムに関する全学の管理運営体制の実現並びに情報リテラシー教育、外国語教育棟の情報メディアを活用した教育環境及び教育支援体制の整備を図る」ことを目的として、情報化委員会が設置された。同委員会は、①教育研究、②地域社会との連携、③大学運営、④事務機構の4つの事項についてそれぞれワーキンググループを編成し、これらの検討結果を全体会議において総合した「熊本大学の情報化の推進について(最終報告)」を2001(平成13)年6月19日に発表した。ほぼ同じ頃、熊本大学運営会議の下で「熊本大学総合情報環境構想」の検討が始まり、2001年6月21日には報告書が出された。同構想は情報化委員会等で検討された情報に関する事柄も踏まえた上で作成されたもので、情報教育・研究開発・技術支援拠点として、「マルチメディア情報教育・研究開発センター(仮称)」の設置が盛り込まれていた。その後、①情報通信ネットワークとコンピュータシステムの有機的な結合を図り、全学の情報処理に関する研究機関としての機能を備え、その研究成果を基に情報処理技術を活用したさまざまな学内の研究支援を行うこと、同時に②学内の情報専門教育の支援あるいは全学共通教育における情報教育の責任体制を構築する基盤とするため、総合情報処理センターの総合情報基盤センターへの改組・転換を図ることが決まった。こうして同年10月25日の評議会において同センター設置準備委員会の設置が了承され、2002年4月に総合情報基盤センターへの改組に至った。

2003(平成15)年4月、機器分析センター、遺伝子実験施設、アイソトープ総合センター、動物資源開発研究センターを廃止して、生命資源研究・支援センターが設置された。この改組は、学内はもちろんのこと地域・国内・国外に対して生命科学研究の支援と研究資源の供給を行うために、関係する組織が有機的に連携しながら研究及び業務を遂行するために行われたものである²⁵。これらの関連するセンター間では、2001(平成13)年度から2003(平成15)年度概算要求としてセンターの組織改革を行い教育・研究支援体制を強化することについての検討が始まっており、2002(平成14)年11月7日の評議会においてセンター設置準備委員会を設置することが決まった。また2003年4月のセンター発足にあたっては、上記の既存の各施設・センターのほかに、学内の3つのRI施設(黒髪地区・本荘地区・大江地区)を組み入れることとなった。

同じく2003(平成15)年4月、教養部の廃止に伴い1997(平成9)年4月に設置されていた大学教育研究センターを廃止して、教養教育実施機構が設置された。また、同時に大学教育機能開発総合研究センターも設置された。大学教育研究センターは教養教育を実施する教育部門(教育部)と大学教育を調査研究するFD研究部門(研究部)からなる組織であったが、学内措置のセンターであったため専任教官は置かれず、学内から選出された6名の

併任教官(任期は2年)が配置されているのみであった。しかし、教養教育を含む大学教育の調査研究活動の重要性に鑑み、2001(平成13)年11月の運営会議において、大学教育に係る課題に本学としてどのように取り組むべきかについて、その体制・システムを含めた具体案の検討が大学委員会に付託され、翌年3月に、教養教育を含む大学教育の調査・研究・開発機能の強化を実現するために組織体制を整備する必要がある旨の報告が出された。このため2002(平成14)年4月25日の平成14年度第1回評議会において「大学教育機能開発総合研究センター(仮称)設置検討ワーキンググループ」の設置が了承され、ワーキンググループでの検討の結果、2003(平成15)年度のセンター設置を目指し概算要求を行うことが決まった。また、2002年11月7日に大学教育委員会が出した「本学における大学教育の課題について(報告)」において、研究部門については省令のセンターを設置するが、従来教養教育を実際に運営していた教養部教養教育実施会議についてはセンター内に「新実施会議(仮称)」を設けて行うことが盛り込まれた。そして同日に開催された平成14年度第10回評議会において、センター設置準備委員会の設置が了承された。しかし、当初は新センターに「研究部」「教育部」両方の機能を包括したものを要求していたが、新センターは両者の機能が分離され、教育部の部分が切り離された研究部該当部分にのみ定員を配置する形で文科省の承認を受けることとなった。こうして2003(平成15)年3月13日の平成14年度第16回評議会において、教育部の部分については「教養教育実施機構」という名称を与え、教養教育を実施する学内組織として設けることが審議・了承され、2003年4月1日に研究部と教育部を切り離した形での新組織が発足することとなった。

以上のように、1990年代から国立大学法人化を迎える前までは、教育・研究機能の強化のため、各種センターや施設等の組織改廃・新設が活発に行われた。特に、従前は学部附属の組織であったものが、全学的な組織あるいは全国的な共同研究を行う組織に転換しており、大学の教育研究のあり方が大きく変わっていく時期であったといえる。

5 自己評価・点検の開始

1991(平成3)年2月8日の大学審議会の答申「大学教育の改善について」において、大学における自己点検・評価の導入が示されたことにより、本学においては教育研究体制検討委員会の中に自己点検・評価検討部会が設置され、同年12月19日に第1回部会が開催された。1992(平成4)年10月12日には、同委員会で検討された事項の中間報告が評議会あてに出され、1993(平成5)年3月11日には、同委員会委員長より森野能昌学長に対し「自己点検・評価制度の導入について(答申)」が出され、自己点検・評価制度の導入についての結論が示された。同答申では、自己点検の理念と必要性について、次のようにまとめた。

- 1) 本学の教育・研究をはじめとする諸活動の継続的な点検・評価とそれに基づく改善・改革は、本学がその目的及び社会的使命を達成しつつ発展を図っていく上で、本来的に不可欠な営為である。
- 2) そして、かかる点検・評価は、学問の自由と大学の自治を維持していくためには「自ら」実施しなければならないのは言うまでもない。本学では、これまで、活動分野や部署によって、あるいはまた学部・学科・研究科等の改組・拡充、カリキュラムの改善検討等の際に、そうした点検・評価を実施しその結果を公表してきているが、本学が総合大学として全学的に発展していくためには、そうした個別的な取り組みとともに大学組織全体とし

ての体系的・統一的な点検・評価が必要である。

- 3) 今日、大学の教育・研究条件が窮迫化してきている一方で、大学の個性化・活性化への社会的要請が強まってきている。そうした状況のもとで、本学が独自性を発揮しながら教育・研究水準の向上を図っていくためには、学内構成員の努力とともに、本学への行政的・社会的支援の拡大が必要である。そのためには、本学の教育・研究活動等の実態を点検・評価し、それらの活動とその成果を総体として社会に積極的にアピールしていく必要がある。
- 4) 平成3年7月に改正施行された大学設置基準に、「自己点検及び評価」が努力規定として新設され、対外的にも対処すべき緊急な課題となった。

更に、自己点検・評価の基本的考え方として次のように示した。

- 1) 大学における「教育」と「研究」の関係については、その一体化の可能性をめぐって議論がなされているが、両者がそれぞれ本学の中核的な営みであることは言うまでもない。したがって、本学の「教育」と「研究」を調和的に発展させる点検・評価の体系を確立する。
- 2) 本学の活動分野を「教育」、「研究」、「運営管理」の3分野に大別し、これに「図書館の活動」並びに附属機関の「診療」機能と「幼児・児童生徒に対する教育」の機能等を加えて、全学的な点検・評価の枠組みを構成する。なお、自己点検・評価は、大学の自治と教育研究の自由の保障のもとで行われるべきものであるから、いかなる形であれ、個人のプライバシーや思想・信条・宗教などは対象とすべきではないことは言うまでもないであろう。
- 3) 評価は、第1次的には本学の理念・目的に照らして行われることになる。そのため、前提としてこれを明確にする必要があるが、それとともに国内のみならず国際的な評価基準も視野に入れておくことが望ましいであろう。基準がなければ、評価は恣意的になり、また、設定していたとしてもそれがあまりに一般的で漠然としたものであれば、評価は客観性を獲得できない。したがって、本学全体の理念・目的を具体的かつ明確に規定することがまず必要であるが、その際、分野・項目によっては多元的評価基準を整えることが重要となるだろう。

答申では、検討した事項の実施方法・体制について、①学内の各レベルの「自治」を基本とすること、②継続的に点検・評価を実施していくためには、そのための全学委員会(仮称「熊本大学自己評価委員会」)を設置する必要があること、③自己点検・評価は、恒常的にかつ一定期間ごとに実施し、その結果は評議会の了承を得て刊行物として公表すること、④恒常的に作業を実施するための事務部門が必要であること、⑤まずは基礎資料の整備から始め、各分野ごとに緊急性を持つ項目から段階的に進めていくといったことが示された。

1993(平成5)年3月18日、第544回評議会において、本学における自己点検・評価のための実施委員会規則についての検討を第一部会に付託することが決まった。同年4月22日の第545回評議会において、第一部会の報告を基に「熊本大学自己評価委員会規則」の審議が行われ、原案どおり承認、同日付で施行することが決まった。これに伴い、6月10日の教育研究体制検討委員会において同委員会の自己点検・評価検討部会を廃止することが審議・了承され、同月24日の第547回評議会の最終的な承認をもって廃止された。

新設された自己評価委員会は、本学の自己点検・評価報告書の作成を開始するにあたり、実施の基本方針や方法等について次の3点を確認した。

- (1) 点検・評価は、全学的視点から行い、現状把握・点検を主眼とし、その中で評価に踏み込めるものは評価し、改善の方向を提起する。

- (2) 点検・評価は、本学の全活動を対象とするために、「教育」「研究」「運営・管理」「附属図書館」「医学部附属病院」「教育学部附属学校園」の6分野に分けて実施する。
- (3) 委員会の中に、作業グループとして、「教育専門委員会」「研究専門委員会」「運営・管理専門委員会」の3つの専門委員会を設置し、また、「附属図書館」「医学部附属病院」「教育学部附属学校園」については、当該部局に基礎的作業を一任する。²⁶

こうした基本方針に基づき、その後は専門委員会の構成を拡充しながら報告書の作成が進められた。その過程において研究専門委員会から、別冊として『研究者総覧』を刊行することが提起された。これについては、1994(平成6)年6月に全体の素案がまとまり、7月にはこれを各部局及び関係する全学委員会にフィードバックした結果を踏まえ報告書の原案が作成され、同月28日の第561回評議会における「熊本大学自己点検・評価報告書について」の審議の中で、報告書の内容についての意見交換が行われた。自己評価委員会はこの意見を踏まえて最終案を作成し、10月31日、本学初の全学的な自己点検・評価に係る公的刊行物として、『熊本大学 現状と課題 1994』及び『熊本大学研究者総覧 1994』が刊行された。

そしてこれ以降、自己評価委員会の活動は第2期に移り、小委員会を設けて点検・評価の取り組みの基本方針及び実施体制の検討を行った。その結果、第2期は「教育分野」に限定して自己点検・評価作業を行うこととなり、実施のための専門委員会とその下に教育関係担当と学生生活関係担当の2つのワーキンググループを設置して作業を行った。1996(平成8)年夏には各部局と関係する全学委員会にアンケートを実施するなどして報告書の作成を進め、翌1997(平成9)年春に最終報告書の原案をまとめた。そして編集委員会を設置して検討を重ね、1997(平成9)年10月に『熊本大学 現状と課題 2 教育編』として刊行した。

その後、国立大学法人化が現実味を帯びてきたこと、2000(平成12)年度から第三者大学評価機関である大学評価・学位授与機構が具体的な活動を開始したことなどから、本学においても、直面するさまざまな課題に向き合うとともに自己点検・評価の基準となる本学の理念・目標を早急に構築することが望まれた。そして、2000年4月27日の平成12年度第1回評議会において「熊本大学の理念・目標について」の学長案が提示され、検討していくことになった。評議会ではまた、この理念・目標に合わせ、同月末日までとされた各学部におけるアドミッション・ポリシーの策定を踏まえ、熊本大学としてのアドミッション・ポリシーも策定する旨が了承された(なお、これらについては、本学の法人化と関わる問題として記述した第6編第1章も合わせて参照されたい)。

こうした中であって自己評価委員会における活動も進み、1999(平成11)年12月の同委員会において、①自己点検・評価活動未実施部局の自己点検評価を2000(平成12)年度のなるべく早い時期に実施すること、②研究者総覧を策定し、ホームページ化すること(2000年3月までに全学基準を策定し、同年9月を目途に各部局においてホームページ化する)、③全学自己点検・評価活動として『熊本大学 現状と課題』の2000年度版を刊行すること、④2000年3月を目途に全学的フォーマットを作成し、2000年度から年報を作成すること(ホームページ掲載が望ましい)とするスケジュールが定められた。このスケジュールに沿って活動が開始され、2000年11月に『熊本大学 現状と課題 2000』及び『熊本大学研究者総覧 二〇〇〇』が刊行された。

一方、同年には本学において各種委員会の見直しが行われていたが、自己評価委員会に

についても審議事項や構成員の変更が行われた。委員会の設置目的及び審議事項に第三者評価への対応が加えられ、従来は各部署選出の教授又は助教授であった構成員が各部署の自己評価委員長等に変わるなど、全学的に第三者評価に対応するための体制へと改められた。こうして2000(平成12)年度に着手される大学評価・学位授与機構による評価についての報告書作成が開始された。

2002(平成14)年1月8日、自己評価委員会委員長から学長に対し、「『熊本大学年報』のフォーマットについて(報告)」と題し、『熊本大学年報』の刊行に向けた構成案が報告された。『熊本大学年報』は、「本学における活動を年度ごとに取りまとめることにより、基礎的データ等の収集・整理・保存を行い、本学における自己点検評価に資するとともに、大学評価・学位授与機構による評価等への対応を図る」ことをその目的としており、毎年翌年度の夏頃の発行を目的に作業すること、Ⅰ年次活動報告・Ⅱ活動データ・Ⅲ教員(個人)の活動データの構成にすることとされた²⁷。報告は同月24日の平成13年度第10回評議会にて審議・了承され、平成13年度版から『熊本大学年報』の編集・刊行が始まった。なお、このときの評議会において、年報はあくまでも評価を実施する上で必要になると同時に学内において改善を図るための資料となるものであり、いわゆる「自己点検評価報告書」とは性格を異にするものであるため、外部に対して積極的に公開することは考えていない旨の説明がなされた。

こうした動きと並行して、国立大学の独立行政法人化を見据え、本学の目的・目標を達成する上で教育・研究・地域貢献・国際貢献及び組織運営等の大学の全活動における多面的な評価活動が行えるように、大学評価委員会の設置を含め適切な評価システムの構築について検討するために、運営会議のもとに「大学評価体制等検討ワーキンググループ」を設置することが平成13年度第8回評議会(2001年11月29日)で了承された。その後2002(平成14)年11月、大学評価・学位授与機構から平成14年度着手の大学評価の対象期間についての通知を受けたことから、全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」については、先の大学評価体制等検討ワーキンググループから提言された大学評価委員会を早急に立ち上げて対応することとなった。そのため同年12月26日の平成14年度第12回評議会において「熊本大学大学評価に関する規則」が審議・了承され、規則に基づき大学評価委員会が設置された。委員会の任務は、①組織評価に係る基準の策定に関すること、②組織評価の実施に関すること、③個人評価に係る指針の策定に関すること、④個人評価の実施状況の点検に関すること、⑤外部評価の実施に関すること、⑥第三者評価への対応に関すること、⑦大学評価結果に基づく意見又は改善策に関すること、⑧個人評価の結果に関する不服申立に関すること、⑨熊本大学年報に関すること、⑩その他大学評価に関し必要な事項とされ、委員長は学長が務めることとされた。また、これら任務のうちの専門的事項を調査審議するために、教育活動評価専門委員会、研究活動評価専門委員会、個人活動評価専門委員会の3つの専門委員会が置かれた。また、各部署においても、大学評価を実施するために評価委員会を置くことが定められた。

以後は、この大学評価委員会を中心に自己点検・評価、外部評価または第三者評価が行われていった。なお、これら評価に関する活動も、国立大学の法人化が目前に迫る中で行われたものでもあり、法人化議論とも深く関わる問題として記述した6編も合わせて参照されたい。

第3節 各キャンパスにおける施設長期計画の策定

1985(昭和60)年当時の本学は、職員宿舎を除き、熊本市内に黒髪・宇留毛・本荘・大江・京町・城東町・新南部・渡鹿・広木の、郡部に阿蘇町・松島町・三角町の団地を有していた。そのうち面積が最も広いのは黒髪団地(30万9,263㎡)で、医学部と附属病院、医療技術短期大学部のある本荘団地(13万5,846㎡)、薬学部がある大江団地(5万3,084㎡)と続く。宇留毛(3万2,161㎡)は学生寮、京町(5万1,546㎡)は教育学部附属小中学校、城東町(4,632㎡)は同学部附属幼稚園、新南部(1万945㎡)は教育学部農場、渡鹿(3万9,955㎡)は学生部所管の運動場、広木(494㎡)は同部の艇庫であった。

本学の国立学校施設長期計画(1期を5年とし3期15年にわたって策定)は1985(昭和60)年に策定された。その概要は、黒髪団地北では法・文学部は校舎新営、教育学部は修士研究棟新営及び附属養護学校訓練棟新営、教養部は体育館増築及び一般教室新営、附属図書館は本館増築、その他学生部の施設新営が計画されていた。北地区は1984(昭和59)年度までに施設整備計画の約87%が整備されていた。

また、東地区は1971(昭和46)年度までに施設整備計画の約77%が整備されていた。

南地区は工学部が科学技術総合研究科棟新営、阿蘇火山地帯工学研究施設新営、材料科学研究施設、風洞実験施設、地中海建築研究センター、理学部は実験研究棟新営及び増築、その他事務局の施設新営が計画された。南地区は1983(昭和58)年度までに施設整備計画の約90%の整備を実施していた²⁸。

本荘団地は医学部の臨床研究棟新営、附属病院はNMR診療棟新営及びRI総合センター分室新営と福利施設新営を、大江団地は実験研究棟新営、機器分析センター及び福利厚生施設新営を、京町は附属小学校校舎新営をそれぞれ計画した。計画では、これら3団地を3期にわたって実施することが企画された。

この長期計画は、大学移転問題で「移転賛成」と「現地再開発」の意見に分かれ、将来計画が明確に描けない状況にあった時期に計画されたもので、各部局から提出のあった長期施設計画27件を全部了承して作成されたものであった。

しかし、この時点において黒髪団地及び大江団地の要整備率は高く、特に理系学部の施設は老朽化が進んでおり、施設の内外装、屋上建具及び設備関係の経年劣化が顕著になっていた。その上、理工系学部では組織の改組拡充、各種研究設備の増加、実験設備の大型化、OA機器の増大が進行したため、キャンパスがますます狭隘化し、現有建物では対応できなくなりつつあった。このような状態が続けば教育研究に支障をきたすことになるとの不満が主として理工系学部で高まっていた。

このため1985(昭和60)年5月30日の第454回評議会において、国立学校施設長期計画についての審議を評議会第二部会に付託することとなり、併せて、学内の緑の環境保全についても同部会に付託された。

同年5月20日、全国国立大学事務局長会議が開かれ、その席で1986(昭和61)年度概算要求に関する文部省の基本方針が示された。国立学校特別会計予算の取り扱いについては、厳しい財政状況や臨時行政調査会答申等により、種々の工夫や改善が求められている面があるとした上で、施設の整備については、創設・移転統合等の既定計画に基づくもの

についての諸条件の推移等に留意しつつ整備を図るほか、その他のものについて、新たな需要に対応するものを含め、長期計画、維持管理、運営体制等に関する検討の熟度及び緊急度等を勘案し精選するというものであった。この文部省の方針は5月23日の第454回評議会で報告されたが、これにより、今後は社会的な要請や教育研究上の変化により一層対応した既存組織の整理・再編、施設設備の共同利用化が求められることになった。

また、財政事情により概算要求の抑制が予想される状況下にあつて、本学はキャンパスの移転問題を抱えていた。本学における移転問題の特異な点は、移転が大学の内発的要因から出てきたものではなく、熊本県からの要請によって誘発されたということにあった。つまり、この当時、キャンパスが狭隘となり、教育研究の施設設備が確保できなくなるのではと危惧されていたが、学内においては移転を具体的に検討するまでに至っていなかった。このため移転問題を全学的見地から検討する必要が生じ、同年10月24日の第458回評議会において、長期計画委員会の下に各学部、教養部、附属病院及び医療技術短期大学の教官（教授又は助教授）で構成する専門委員会を設置し、移転問題について検討することが了承された。

なお、こうして文部省に計画案を提出した直後に新たな計画案の策定に着手したのは、計画は文部省文教施設部長通知に基づき5年ごとに見直しを行うことになっており、5年後の1990（平成2）年6月末日が提出期限日に向けては、移転か現地再開発かを決めた上でないと長期計画の策定ができなくなる恐れがあったためである。

1989（平成元）年4月27日の第500回評議会において大学移転問題が取り上げられ、文部省がキャンパスの統合移転の政策を持っていないということもあり、移転に積極的であった工学部が、将来は移転することが望ましいものの、再開発の可能性についても十分検討する用意があるとの態度を表明した。同じく移転に積極的であった医学部も、現地再開発で長期計画を策定しようという全学の動きを妨げることはしないと発言するなど、現地再開発に強く反対する学部がなくなり、5月25日の第501回評議会において現地再開発によって本学の将来構想の実現を図るという基本方針が了承された。続く6月22日の第502回評議会で、1985（昭和60）年策定の案を尊重しつつ、黒髪・本荘・大江・京町・城東町の5団地の新しい施設長期計画案を策定することとして、第二部会に付託することになった。

検討の結果は1990（平成2）年3月22日の第510回評議会に答申として提出され、承認された。答申の内容は、黒髪については審議継続中、本荘（医学部・附属病院・医療技術短期大学部）は成案なし、城東町は計画事項なしとされ、大江の薬学部が福利厚生施設・課外活動施設の新営、校舎（実験研究室）増築、機器分析センター新営、生物機能総合研究施設新営、京町は教育学部附属小中学校コンピュータ教室新営、附属小学校校舎・食堂改築、附属中学校体育館（武道場）増築というものであった。

なお、本荘団地が成案なしとあったことから、全学が現地再開発で将来構想を進めようとする中で医学部は単独移転を断念していないのではないかとの疑義が出されたが、医学部長及び附属病院長は近いうちに成案を得る努力中であると述べ、現地再開発に基づく計画案を検討している旨を表明した。

黒髪団地の計画については、第二部会が各部局から出された事項を取りまとめる基準として、①1990年5月1日現在で要整備面積のあるもの、②長期計画対象期間（15年）中に

不適格建物となると想定されるもの、③機構、組織等の将来計画は概ね5年先とし、学内のコンセンサスを得られているものの3点を示し、社会科学系学部の新設及び文学部における講座増設等についてこの段階では取り上げられなかった。

黒髪団地の計画についての答申は同年9月20日に出され、同月26日の第515回評議会で承認された。

これによると、北地区は、教育学部は教育学部研究科（修士課程）研究棟新営、教養部はA・B・C・D・E棟改修、共通のものとして附属図書館本館増築、課外活動施設新営、講堂（多目的大教室）新営が、南地区は、工学部は4～7号館・材料開発実験別棟・機械実験別棟改築、校舎新営、知能システム工学科棟新営、共同実験棟改築、1～3号館改築、理学部は実験研究棟増築、実験研究棟新営、1～2号館改築が、東地区は教育学部附属養護学校生活訓練施設新営、附属養護学校体育館新営という計画であった。

黒髪団地の施設長期計画のうち、理学部の実験研究棟増築が1992（平成4）年度補正予算で理学部校舎として、工学部共同実験棟が1993（平成5）年度予算で工学部実験研究棟として新営されることになった。また、補正予算で総合情報処理センター（鉄筋6階建2,300㎡）の新営が認められた。

また、五高記念館の一般公開及び体育・課外活動の用に供するための屋外トイレ（鉄筋平屋建40㎡）を黒髪北地区の記念館前庭の南西に、赤門からの道路を歩行者専用とするための自動車入構用の門及び道路をプール東側に新設することになった。

更に、1993（平成5）年度補正予算で機器分析センター（鉄筋4階建1,470㎡）新営が決まり、大江地区の大学院実験研究棟の東側に建設されることになった。

なお、1993（平成5）年度に豊かな屋外環境整備事業として、本荘地区は山崎記念館周辺、黒髪北地区は五高記念館及び学生会館の周辺を整備することになった。

大学が現地再開発の方針を決めた後も独自の移転計画を模索していた医学部も、1993（平成5）年7月7日の教授会において、将来計画は現地再開発で進めることを決定した²⁹。こうして全学の足並みが完全に揃ったことを受け、同月22日の第548回評議会において全部局とも現地再開発で将来構想を実現することを確認した。そして、9月30日の第549回評議会において、黒髪南地区の施設長期計画についての審議を第二部会に付託した。なお、審議にあたっては、従来の審議の経緯を踏まえ、大学の現状や国の情勢等の社会的諸条件を十分に見極め、整備事業が確実にかつ円滑に遂行できるよう配慮すること、第二部会での審議には施設整備の基本的な考え方やゾーニングなどキャンパス整備の基本的事項についての検討を委ね、計画の細部については関係部局で検討することが確認された。

こうして黒髪南地区の施設長期計画が、同年11月25日の第551回評議会において第二部会報告として示され、了承された。その基本的な考え方は以下のようなものであった。

施設長期計画立案の基本的な考え方

テーマ：インテリジェント・キャンパスの構築

—21世紀に向けた教育研究環境の創造—

1 教育研究活動の高度化・多様化への対応

・ゾーニングの明確化を図る

（現在分散している学科校舎及び実験施設の集約化）

・施設の集約化、高層化を図り、将来の増築用地を確保する。

(新たな教育研究組織のための用地の確保)

2 情報化の進展への対応

- ・情報ネットワーク (LAN) の構築を図る。
(FDDI、イーサネットケーブル等の敷設)
- ・総合情報処理センターを整備する。
- ・デジタル式電話交換機を導入する。
- ・研究室、実験室の情報化を図る。
(情報コンセント、二重床、OA照明等の整備)
- ・キャンパス・オートメーションを図る。
(省エネルギー、省資源の推進)

3 快適で豊かなキャンパス空間の整備

- ・プラザ (広場)、モール (遊歩道)、中庭等の外部空間と各建物の一体化を図る。
- ・憩いの場、語らいの場 (ラウンジ、ロビー、アトリウム、レストラン等) を設け、人々のコミュニケーションを促進する。
- ・森の都にふさわしい緑豊かな空間づくりを行う。
(樹木、草花、パーゴラ、ストリートファニチャー、水空間等)
- ・文化的な環境を創出する。
(モニュメント、シンボル、彫刻、絵画等)

4 歴史を保存・活用したキャンパス空間の整備

- ・歴史的建造物を保存・活用する。
(工学部研究資料館 (M41)、事務局本館 (T13))
- ・歴史的樹木を保存・活用する。
(銀杏並木、楠並木)
- ・地域の人々の散策の場としても開放する。

また、具体的な計画の内容を見ると、工学部は研究実験棟Ⅰ (材料・機械・土木・建築・電気・共通) を1993 (平成5) 年、工学研究機器センターを1994 (平成6) 年、研究棟Ⅰ (材料開発・機械) を1994 (平成6)～95 (平成7) 年、RI実験棟を1996 (平成8) 年、研究棟Ⅱ (応用化学・電気・管理部) を1996 (平成8)～97 (平成9) 年、講義棟を1997 (平成9)～98 (平成10) 年、研究棟Ⅲ (土木・建築・共通) を1998 (平成10)～99 (平成11) 年、研究実験棟Ⅱ (機械・土木・建築) を1999 (平成11) 年、衝撃エネルギー実験所を2001 (平成13) 年に整備するという計画、理学部は研究棟Ⅰ (物理・化学) を1995 (平成7)～96 (平成8)、研究棟Ⅱ (地球科学・数学・管理) を1997 (平成9)～98 (平成10)、研究棟改修 (地球科学・数学) を1999 (平成11) 年に整備するという計画であった。また、共用施設として、総合情報処理センターを1993 (平成5) 年、事務局庁舎を1994 (平成6)～95 (平成7) 年、テクニカルプラザを2000 (平成12) 年に整備するというものであった。

この設置計画について、1994 (平成6) 年2月18日に文部省で行われた国立学校施設長期計画調整会議において、本学事務局長及び理学・工学両部長が再開設計画の必要性等を説明した後、施設部長が施設計画の説明を行った。これに対し文部省からは、計画内容については了承するが、①教養部の関連による改組等を明確にすること及びその内容による見直しを行うこと、②上記との関連において北地区との調整を十分行うこと。特に共用施

設（食堂など）について調整を行うこと、③年次計画及び施設整備量については実行の過程で詰めていくことの3点について留意するよう付言があった。

なお、1990（平成2）年9月20日に理学部から出されていた「遺伝子実験施設」は、黒髪団地に計画されていたが、全学共用施設として医学部から概算要求されることになったため、本荘団地内に設置することになった。主要キャンパスが埋蔵文化財包蔵地であることから、現地再開発が決定したことに伴い、整備を計画的に実施するために埋蔵文化財調査室が設けられた。

一方、本荘団地施設長期計画については、1995（平成7）年12月14日の第579回評議会において、文部省との協議に入るため施設整備の基本的考え方及びゾーニング等についての審議が第二部会に付託されることとなった。そして、以下のような基本方針を掲げた長期計画案が1996（平成8）年1月25日の第580回評議会で審議され了承された。なお、この席上、黒髪北地区再開発計画については各学部が改組検討中であり、改組が認められなければ再開発の策定が困難なため、今後の検討課題とすることになった。

施設整備の基本方針

テーマ：インテリジェント・キャンパスの構築

—21世紀に向けた新たな教育・研究・医療環境の創造—

1 教育・研究・医療活動の高度化・多様化への対応

- 3地区に配置する施設機能の明確化を図る。
 - ・北地区：基礎研究棟を取り込み医学部及び同附属病院の主団地とする。
 - ・中地区：学内共同のCOE団地とする。
 - ・南地区：医療技術短期大学部（保健学科）及び共用施設のための団地とする。
- 施設の集約化、高層化を図り、将来の増築用地を確保する。
- 教育研究及び診療の将来の変化に対応できる施設設備を整備する。
- 動線の短縮及び明確化を図る。

2 情報化の進展への対応

- 情報ネットワーク（LAN）及びATMネットワークを構築する。
- 研究室、実験室、診療室等に情報コンセント、二重床、OA照明等の情報化対応設備を整備する。
- 省エネルギー、省資源を推進するため、ビルディング・オートメーション化を図る。

3 豊かなキャンパス空間の整備

- 憩いの広場、語らいの広場を設け、人々のコミュニケーションを促進するとともにプラザ、モール、中庭等の外部空間と各建物の一体化を図る。
- 森の都にふさわしい緑豊かな空間づくりを行う。
- 歴史的建造物（山崎記念館（昭和6年））を保存・活用する。
- 地域の人々の散策の場としても開放する。

この計画案は、同年1月25日に文部省で開催された国立学校施設長期計画調整会議で審議され、計画内容は概ね了承されたが、①保健学科については、将来北地区に計画することも含めて更に検討する、②今回の調整会議は、基礎研究棟等の医学部施設を中心に検討したが、附属病院の整備計画の細部については今後更に検討する、③北・中地区のアプローチ計画については、今後関係機関とも連絡調整の上、円滑で良好な解決策を検討する

とした意見が付された。

黒髪団地北地区施設長期計画の策定は、1997(平成9)年2月27日の第594回評議会において第二部会に付託され、同年3月27日付で「黒髪団地北地区施設長期計画について(報告)」として評議会議長に提出された。そして同日の第594回評議会において、以下のような基本的考え方を掲げた案が承認された。

施設長期計画立案の基本的な考え方

テーマ：インテリジェント・キャンパスの構築

…21世紀の新たな教育研究環境の創造…

1 教育研究活動の高度化・多様化への対応

- 教育研究にかかるゾーンは、学部等の単位毎に細分せず、全体をアカデミックゾーンとする。
- 施設の集約化、高層化を図り、将来の増築用地を確保する。
- 教育・研究の将来の変化に対応できる施設設備を整備する。
- 図書館機能を中心とした動線計画を行う。

2 情報化の進展への対応

- 図書館を中心とする文科系教育・研究環境を整備する。
- 省エネルギー、省力化を推進するため、ビルディング・オートメーション化を図る。

3 快適で豊かなキャンパス空間の整備

- プラザ、モール、中庭等の外部空間と各建物の一体化を図る。
- 憩いの広場、語らいの場等のコミュニケーションの場を設ける
- 森の都にふさわしい緑豊かな空間を保存・育成する。

4 歴史を保存・活用したキャンパス空間の整備

- 歴史的建造物・環境を保存・活用する。
- 歴史的樹木を保存・活用する。
- 地域の人々の散策の場としても開放する。

本学における各団地の長期計画は、教育研究の高度化・個性化・活性化を図るため、従来の施設整備計画と異なる視点に立ち、「豊かで、快適な、個性ある熊本大学」であるための施設環境整備を目標として計画された。

教育・研究のための施設整備はそれぞれの学部等の事情によって異なるが、教育研究活動の高度化・多様化への対応が基本となっている。それ以外の情報化の進展への対応、それぞれの団地の歴史的建物、樹木等を活かした環境整備は各団地で共通している。例えば、黒髪団地南地区は、共用施設、教育研究、特殊実験施設のゾーンに大別され、それぞれのゾーンにメインアプローチから行きやすい動線を確保する設計がなされた。

土地利用については、建物の集約化・高層化・複合化を図ることで土地を有効利用し、将来計画のための用地を確保することに努めることとした。

また、地域に開かれた大学として、地域の人々が親近感を持って大学と接することができるような空間、環境を創出するようにし、これに関連して、保存建物や保存樹木などに関連づけたモールやプラザを配置してコミュニケーションを促進する空間を演出し、緑豊かな潤いのあるキャンパスを創ることを目指した計画案とされた³⁰。

医学部附属病院の再開発計画は、2000(平成12)年にスタートした。この再開発は3期

9年の計画で、第1期に病棟の半分にあたる西病棟を、2期に放射線部・検査部・手術部が入る中央診療棟、第3期に病棟の半分にあたる東病棟を建設する計画であった。西病棟は、地下1階・地上12階建てで、病室は個室が51室、重症個室が36室、4床室が71室、クリーンルーム9室を含む収容床数405床で、2000(平成12)年3月に着工、2002(平成14)年4月に竣工した。中央診療棟は、地下1階・地上7階建てで、2004(平成16)年2月に着工され、2006(平成18)年7月に竣工した。2007(平成19)年11月には、地下1階・地上12階建東病棟の工事に着工し、2010(平成22)年2月に完成した。これにより病院内のアクセスが改善され、病院機能が大幅に向上した。

更に第4期として2013(平成25)年に新外来診療棟建設が計画され、これで附属病院の再開発計画は完了することとなっていたが、文部科学省との協議の結果、新築ではなく改修で整備されることになった³¹。

なお、環境整備に関連する全団地の緑化計画は、1986(昭和61)年10月23日の第471回評議会において文・法学部、教養部、教育学部、工学部、理学部から出された要望を踏まえ、第二部会がまとめたもので、1987(昭和62)年度に事務局共通経費、第五高等学校100周年記念事業及び各学部予算でそれぞれ施工された。黒髪団地はその後、1990(平成2)年度に学生会館周辺及び吉田門周辺の環境整備を行い、街灯(24基)新設、樹木名板(2,200本)の取り付け、構内案内板(3基)設置を行った。

環境整備に関連して、黒髪団地では1981(昭和56)年1月1日から、教職員及び学生の構内への自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の車輛入構条件を定め、車両通行門、走行順路及び駐車場所を指定した。これは、自動車の増加に伴い構内での自動車と自転車の接触事故が増加したこと、自動車の駐車場所が少なくなり不法駐車が増えたこと、自動車、殊に自動二輪車の騒音が授業に支障をきたすようになったことにより、事故防止及び静かな教育環境を保つための入構規制を実施したものである。

2004(平成16)年に環境委員会が設置され、その下に医学部及び附属病院駐車整理委員会・黒髪地区部会(黒髪北小部会と黒髪南小部会)・薬学部学生委員会からなる交通対策専門委員会が置かれ構内交通基本方針を策定することになった。

このように、現地再開発による整備計画が開始されたが、2001(平成13)年に文部科学省は、今後各センターの整備にあたっては単独センターの整備には対応できないとし、センターの拡充・整備を図る場合には再編・統合を視野に入れて検討されたいとの方針を示した。これを受けて、本学はこの年からキャンパス整備の基本方針を耐震補強を伴う改修へと転換することとなった。そのため同年10月25日の第7回評議会において、副学長を部会長に、黒髪北・同南・本荘・大江の各部局長、附属図書館長、医学部附属病院長及び経理・学生・施設の各部長などからなる施設部会を設置することが了承された。これに基づき部会において、施設に関する計画、キャンパス環境の整備に係る基本方針に関すること、施設の整備に関すること、その他施設整備に関する必要な事項を審議することとなった。ただ今後は財政事情がなお厳しくなる中新たな施設建設が容易でないこと、その一方で新たな研究プロジェクト等が増加することが予想される。そのような状況下における新たなキャンパスの環境整備の基本方針は、既存の施設・設備を良好な状態に保ち、長期の使用に耐えられるようにすることが必要となる。同時に、施設の共用スペースを拡充し、より有効な活用を図ることも求められた。

以上のように施設を中心とした学内の環境整備が進む一方で、2004（平成16）年度から、より情報化が進む時代に合わせ、2001（平成13）年に策定した総合情報環境構想を時代に即して再構築し、高度情報化キャンパス環境を推進することになった。更に、2008（平成20）年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正されたこともあり、大学全体で省エネルギー化を促進して経費削減を行うと同時に、太陽光発電・風力発電等の設備を導入するなどして、クリーンな環境を創出するエコキャンパスの構築を目指すことになった。

一方、法人化後の大学は、「労働安全衛生法」等の適応を受ける職場となり、より一層安全な職場環境の確保が要求されるようになった。そのため本学では、全学組織である安全衛生委員会を設けて管理体制を整えた。しかし、化学物質を多く扱う部局や高電圧による実験を行う部局など、安全管理に関する部局の体制が多様なため、全学的な管理体制が十分にその機能を果たしているとはいえない状況にある。

注

- 1 以下、本章の概要については、文部省『学制百二十年史』（ぎょうせい、1992年）、黒羽亮一『新版 戦後大学政策の展開』（玉川大学出版部、2001年）、天野郁夫『日本の高等教育システム 変革と創造』（東京大学出版会、2003年）、大崎仁『大学改革 1945～1999』（有斐閣、1999年）を適宜参照した。
- 2 前掲『新版 戦後大学政策の展開』
- 3 大学審議会答申・報告の概要については適宜、高等教育研究会編集『大学審議会全28答申・報告集—大学審議会14年間の活動の軌跡と大学改革—』（ぎょうせい、2002年）を参照した。
- 4 前掲『大学審議会全28答申・報告集—大学審議会14年間の活動の軌跡と大学改革—』
- 5 前掲『大学改革 1945～1999』
- 6 前掲『日本の高等教育システム 変革と創造』
- 7 前掲『大学審議会全28答申・報告集—大学審議会14年間の活動の軌跡と大学改革—』
- 8 前掲『日本の高等教育システム 変革と創造』
- 9 文部科学省『平成19年度 文部科学白書』図表「18歳人口及び高等教育機関への入学者数・進学率等の推移」による。
- 10 前掲『日本の高等教育システム 変革と創造』
- 11 大学審議会『21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—（答申）』（1998年10月26日）
- 12 大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—』についての見解（日本科学者会議広島県支部、1999年2月）
- 13 『熊本大学教育研究体制検討委員会報』第1号（熊本大学教育研究体制検討委員会広報小委員会、1992年7月30日）
- 14 前掲『大学審議会全28答申・報告集—大学審議会14年間の活動の軌跡と大学改革—』
- 15 前掲『新版 戦後大学政策の展開』
- 16 前掲『大学審議会全28答申・報告集—大学審議会14年間の活動の軌跡と大学改革—』
- 17 第539回評議会資料（1992年10月22日開催）

- 18 前掲第539回評議会資料
- 19 以降、1995年6月8日提出の「大学院等検討部会の中間報告について（報告）」については、第575回評議会資料（1995年6月29日開催）による。
- 20 「熊本大学大学院等検討委員会中間答申」（大学院等検討委員会、1998年4月28日提出）。出典は第609回評議会資料（1998年6月25日開催）
- 21 第619回評議会資料（1999年5月27日開催）。以後回答申に関しては、本資料を参考にした。
- 22 『熊本大学 遺伝子実験施設 自己点検評価報告書』（熊本大学遺伝子実験施設、2001年）
- 23 「熊本大学留学生センター規則」（1995年3月30日制定）
- 24 『熊本大学医学部 遺伝発生研報 4 1998.4-2000.3』（熊本大学医学部附属遺伝発生医学研究施設、2000年7月）
- 25 『平成16年度 活動報告書』（国立大学法人熊本大学生命資源研究・支援センター、2005年）
- 26 熊本大学自己評価委員会編『熊本大学 現状と課題 1994』（熊本大学、1994年）
- 27 平成13年度第10回評議会資料（2002年1月24日開催）
- 28 『熊本大学の現状と課題』（1994年）229ページ
- 29 医学部の移転計画の経緯については「幻の移転計画」『熊本大学六十年史 部局史編』（2012年）31・32ページを参照
- 30 本学における1955年以降の主要な施設・設備の整備状況については「事務組織」『熊本大学六十年史 部局史編』（2012年）1197～1199ページを参照
- 31 「再開発Ⅳ期計画：外来診療棟」『熊本大学六十年史 部局史編』（2012年）40ページ参照